

(仮称)大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)

案

(令和6年8月21日現在)

令和●年●月

大阪市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 はじめに	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 計画の位置づけと対象範囲	3
(4) 計画期間	4
(5) 第1期計画の振り返り	5
2 こども、子育て家庭の状況	17
(1) 大阪市子どもの生活に関する実態調査の概要	17
(2) 困窮度の分類	18
(3) 経済的資本の欠如の状況	18
(4) ヒューマンキャピタルの欠如の状況	28
(5) ソーシャルキャピタルの欠如の状況	35
3 主な課題	44
(1) 家計と収入に関すること	44
(2) ひとり親世帯等に関すること	44
(3) 学習習慣・生活習慣に関すること	45
(4) つながりに関すること	45
(5) 必要な支援の利用に関すること	46
第2章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 施策体系	47
3 計画の指標	49
第3章 主な取組	50
施策1 学びの支援の充実	50
施策2 家庭生活の支援の充実	
施策3 生活基盤の確立支援の充実	
施策4 つながり・見守りの仕組みの充実	
第4章 計画の推進にあたって	51
1 計画の推進体制	51
2 計画の進捗管理	51

3 国・大阪府など関係機関との連携	51
参考資料	52
1 用語の説明	52
2 こども・子育て支援会議条例	
3 こども・子育て支援会議条例施行規則	
4 大阪市こどもの貧困対策推進本部設置要綱	
5 パブリック・コメント手続きの実施結果について	
6 図表目次	

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

我が国のこどもの貧困率は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇していましたが、平成24年には過去最高の16.3%となり、また、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率も昭和60年以降50%を下回ったことがなく、平成24年には54.6%となるなど、非常に高い水準となっていました(図1-1、1-2)。国際的に比較しても、OECD(経済協力開発機構)加盟国34か国の中で厳しい状況にあることが明らかとなりました。

こういった状況を背景に、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。また、同年8月には、こどもの貧困対策に関する基本的な方針などを定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

直近の令和4年に国民生活基礎調査に基づき発表された、令和3年の全国のこどもの貧困率は11.5%となりましたが、依然としておよそ8～9人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。

これまで、国の関係省庁や地方自治体では、様々な法律に基づいてこどもに関する取組が進められてきました。

令和4年6月、これらのこどもに関する取組を進めるにあたっての基本理念や基本となる事項を明確にし、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための共通の基盤、包括的な基本法として「こども基本法」(令和4年法律第77号)が制定され、令和5年4月から施行されました。併せて、国におけるこども政策を推進する体制の強化を図るため、同月、こども家庭庁が設置されています。

また、施行された「こども基本法」に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」をはじめ、既存の3つの大綱を一元化し、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」(以下「大綱」といいます。)が策定され、令和5年12月に閣議決定されました。

大綱では、こどもの貧困対策については、基本的な方針である6つの柱のうちのひとつとして、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること」と位置付けられ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

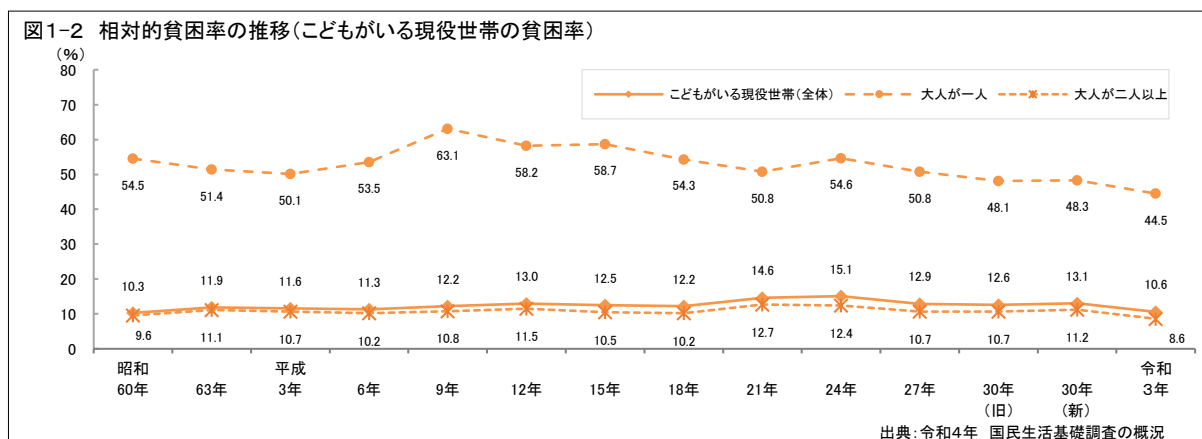
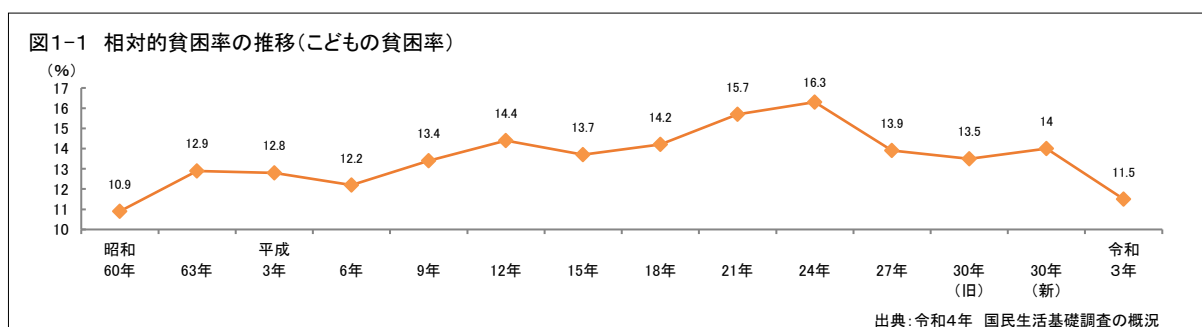
また、令和6年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されるとともに、法律の名称が、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(令和6年法律第68号、以下「法律」といいます。)に改められました。改正の内容としては、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないようなど解消すべきこどもの貧困の内容が具体化され、こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの現在

の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐこと、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないことが明記されました。

大阪市においては、平成 27 年3月に策定した「大阪市子ども・子育て支援計画」の中で、子どもの貧困状況が改善されることをめざして取組を開始しました。平成 28 年2月には、市長を本部長とする大阪市子どもの貧困対策推進本部を設置し、同年6月から7月にかけて大阪府と共同で「子どもの生活に関する実態調査」(以下「実態調査」といいます。)を実施しました。

そして、この実態調査の結果を踏まえて平成 30 年3月に大阪市子どもの貧困対策推進計画を策定し、この間、全市を挙げて子どもの貧困対策の取組を進めてきました。

第1期の計画期間が令和6年度末で終了するため、第2期計画を策定するにあたり、令和5年6月から7月にかけて、7年ぶりに実態調査を実施し、令和6年3月に結果を取りまとめました。



※ 平成 30 年から実施されている「新基準」は、平成 27 年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準になります。
従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」「仕送り額」を差し引いて算出されています。

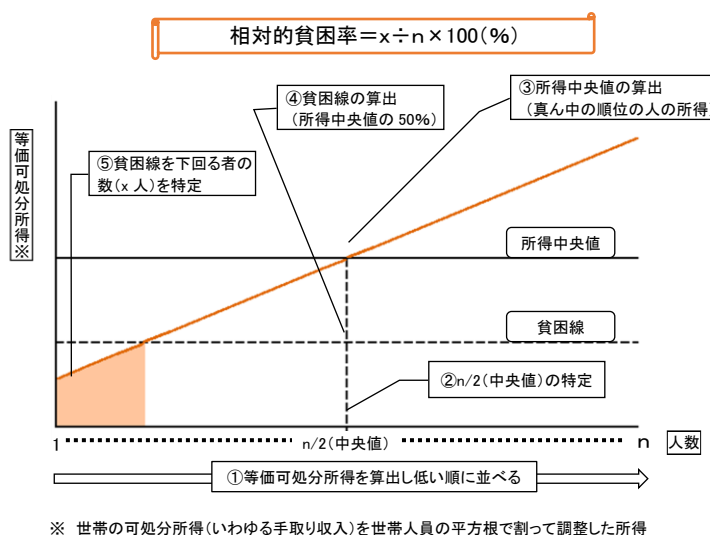
相対的貧困・相対的貧困率とは

相対的貧困とは、属する社会における平均的な生活水準よりも、相対的に低い所得水準にあることをいい、その割合である相対的貧困率は、次の方法により計算されます。

- ① 世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料等を除いた所得)を算出します。
- ② 世帯人数の差を調整した一人当たりの所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割ったもの)を計算して、世帯に属する各人の所得(等価可処分所得といいます)とします。
- ③ ②で算出した等価可処分所得にそって、すべての人を所得の低い順に並べ、その真ん中の人の等価可処分所得(中央値)を決定します。
- ④ ③で求めた中央値の 50%を貧困線と定めます。(OECDや厚生労働省の国民生活基礎調査の基準)
- ⑤ 貧困線を下回る等価可処分所得の人の割合を相対的貧困率とします。

大阪市子どもの生活に関する 実態調査の結果

	貧困線	相対的 貧困率
小5・中2の いる世帯	133 万円	15.0%
5歳児の いる世帯	140 万円	15.1%



(2) 計画策定の趣旨

こどもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携して取り組む必要があります。近年、困難を抱えるこどもや家庭を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、また、困難を抱える家庭の孤立傾向や、問題の複雑化・長期化などの課題も顕在化しています。

国においても、こども家庭庁が発足し、「こども大綱」が策定されるとともに、「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるなど、こどもの貧困対策については、今後、より一層の取組を推進していく必要があります。こうした国の動向なども踏まえて、令和7年度以降も引き続き大阪市のこどもの貧困対策を総合的・計画的に進めていくため、「大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)」を策定します。

(3) 計画の位置づけと対象範囲

本計画は、大阪市子ども計画と一体のものとして策定していますが、子どもの貧困対策を強力に推進していくため、子どもの貧困対策に資する施策や事業に焦点を当てた別冊として、基本理念を定めるとともに、対策を効果的に推進する観点から必要な事項を取りまとめて策定しています。また、関連する大阪市の他の計画との整合性を図りつつ、子どもの貧困対策の視点から重点化した施策や事業を計画に位置付けています。

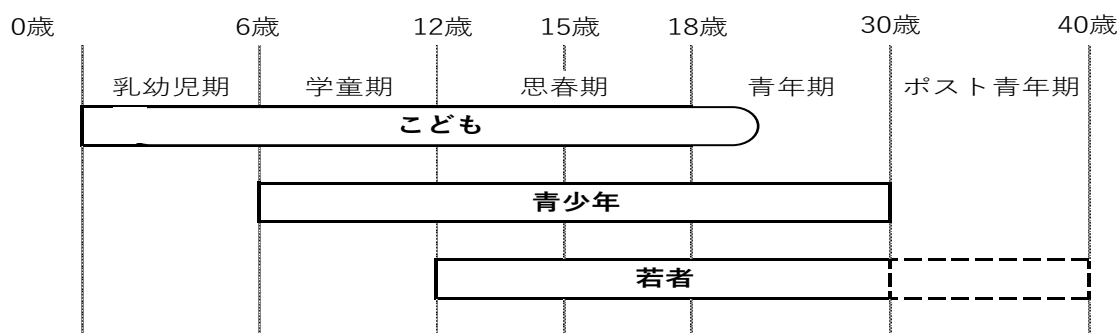
なお、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律において定義される「子ども」とは、子ども基本法に規定する「子ども」をいい、本計画においてもこれを計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義は、次のとおり大阪市子ども計画と同様です。引き続き、発達過程の特性と連続性を重視して施策を推進します。

子ども： おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

青少年： 学童期から青年期までの者(6歳～おおむね 30 歳未満)

若者： 思春期から青年期の者

事業によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象(12 歳～40 歳未満)



(4) 計画期間

計画期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(5) 第1期計画の振り返り

第1期計画では、「すべての子どもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持って何事にも前向きに取り組む成長し、他者ととも社会の一員として自立して活躍できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現」するという基本理念の実現に向け、全庁的に取り組まれている既存の200を超えるこどもの貧困対策関連事業を「主な取組」として4つの施策に分類し、そのうち計画指標に関連が深い事業をさらに「重点事業」と位置付け実施してきました。また、「重点事業」と別に、毎年度、特に財源を確保して重点的に施策を推進していく必要がある事業を対象に「重点施策推進経費」と位置付け、事業・取組を推進してきました。

特に、平成28年に実施した実態調査により、相対的に困窮度の高い世帯は、子育て・教育・福祉など複合的な課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援等につながっていない傾向にあることが明らかとなりました。こうした課題の解決に向けて、学校における「気づき」を「見える化」して専門的な見地からアセスメントを行い、課題に応じた適切な支援につなぐ、全国的に見ても先進的な取組として、「大阪市子どもサポートネット」の仕組みを構築しました。

また、子ども食堂等のこどもの居場所を社会全体で支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的として、大阪市が主体となって大阪市社会福祉協議会と連携し、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や企業、社会福祉施設等が参加する「子ども支援ネットワーク」を構築しました。参加団体の情報発信や定期的なミーティングによる情報交換をはじめ、企業からの申出による物資等を、社会福祉施設を通じて子ども食堂等へ提供するなどの支援を行っています。

そのほかの主な貧困対策関連事業の取組状況は以下のとおりです。

ア 重点事業(令和6年度)

施策	No.	事業名	担当局・区	事業概要
施策1 子どもや青少年の学びの支援の充実				
(1)	すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります			
	ア	幼児教育の質の向上		
	1	就学前教育カリキュラムの普及・浸透	子ども青少年局 教育委員会事務局	生涯にわたる人格形成や、生きる力の基礎が培われる重要な時期である乳幼児期に、教育・保育の充実を図ることを目的とし、就学前教育カリキュラムを作成し、就学前施設教職員に向け周知しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(改定)等を踏まえ、平成31年3月に改訂したことにより、カリキュラムの見直しと充実を図り、就学前施設への一層の普及、活用を促進することで、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連

				携を深め、就学前教育における取組の充実を図ります。
(2)	一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します			
	ア 学校力UPの取組み			
	2	学校力UP ベース事業 (習熟度別 少人数授 業など個に 応じた指導 の充実)	教育委員会事務局	小学校及び義務教育学校前期課程第3学年～第6学年においては、授業の質を高め、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るため、算数・理科・体育で専科指導を実施し、一部学校の現状に応じて、習熟度別少人数授業を実施します。 中学校及び義務教育学校後期課程第1学年～第3学年の国語・数学・理科・英語(各校の課題に応じて活用可)において、各小・中学校及び義務教育学校における児童生徒の習熟の程度に応じた少人数授業等の充実を図るとともに、研修を通じて指導の改善を図ります。
	3	学力向上 支援チーム 事業(重点 支援)	教育委員会事務局	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。
	イ 学習支援(学習意欲の向上・学習習慣の定着)の取組み			
	4	学びサポ ーターの配 置	教育委員会事務局	学力向上を図るため、ブロック担当指導主事と学校が連携を密にしながら、学びサポーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資する児童生徒への学習支援を行います。
	5	習い事・塾 代助成事 業	こども青少年局	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行います。
	ウ 学習環境の充実			
	6	学校にお ける読書環 境の充実・ 学校図書 館の活用 推進	教育委員会事務局	児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校司書の配置等、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の活性化を図ります。また、

				学校への団体貸出等、市立図書館からの学校への支援の充実を図ります。
	7	子ども自立アシスト事業	福祉局	中学生等がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。
(3)	進学や通学継続できるよう支援します			
	ア 相談しやすい環境づくり(相談体制の充実)			
	8	スクールカウンセラーの活用	こども青少年局 教育委員会事務局	市立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、こどもやその保護者、教職員からの相談に応じます。
	9	スクールソーシャルワーカーの活用	教育委員会事務局	令和2年度より、こどもサポートネットSSWと一元化にともない、緊急事案に係る派遣等の支援を行います。
	10	不登校等こどもにかかる相談体制の充実	こども青少年局	こどもや保護者のニーズに応じ、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて24時間対応できる体制を整えています。
	イ 進路指導の取組み			
	11	進路選択支援事業	教育委員会事務局	高等学校等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。
	ウ 不登校児童・生徒支援の取組み			
	12	不登校児童通所事業	こども青少年局	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供

				することを通して再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。	
(4)	多様な体験や学習の機会を提供します				
	ア	学校における体験や学習機会の充実			
		13	キャリア教育推進事業	教育委員会事務局	こどもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。全小中学校にて職業講話・職場見学・職場体験等、職業に関連したキャリア教育を実施します。
施策2 家庭生活の支援の充実					
(1)	子育て家庭における養育や教育を支援します				
	ア	ひとり親家庭支援の取組み			
		14	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	こども青少年局	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。
	イ	家庭の教育力向上の取組み			
		15	家庭教育充実促進事業	教育委員会事務局	保護者が家庭においてこどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育支援講座を実施するなど学習機会を提供し、家庭教育に関する啓発や情報発信を行います。
	ウ	食育の推進			
		16	保育所等における食育の推進	こども青少年局	保育所等に対して食育媒体を使用した食育啓発や、施設監査及び給食巡回指導時に食育推進に関する助言指導を行います。また、保育所等の食育担当職員を対象に食育研修会を開催し、資質の向上を図ります。
		17	食育推進ネットワークの強化	健康局	不規則な食事や栄養バランスの偏りなどの問題を解消するために保育所や幼稚園、小学校等をつなぐ場としての食育推進ネットワークを各区ごとに確立・強化し、地域に密着した食育

				の推進を図ります。
(2) 子どもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します				
ア 母と子の健康を守る取組み				
	18	妊産婦健康診査	こども青少年局	妊婦については、医療機関等で受診する健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。産婦については、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康診査について公費負担することにより、産後うつや新生児への虐待予防等を図り、産後の母子への支援を充実します。
	19	養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）	こども青少年局	望まない妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊婦や出産後も育児困難が予想される妊婦及び、出産後間もない時期など、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、専門職である保健師・助産師等が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。【再掲 施策3(2)】
	20	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	こども青少年局	3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。なお1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では歯科健康診査、フッ化物塗布を行っています。
イ 子どもや青少年の健康づくり				
	21	健全母性育成事業	こども青少年局	思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、思春期健康教育に関する専門家が中学校へ出向き、直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミ

				ナー」を実施します。
	22	小・中学校における「性・生教育」の推進	教育委員会事務局	小・中学校の様々な教科・領域で実施している性に関する指導を、自己肯定感を高めることをめざし系統的に進めるとともに、教員の指導力を高め、実践がより円滑に進むよう努めます。特に中学校段階において、全校各学年で年間3時限程度の「性・生教育」の授業を実施します。
(3) 家庭的な養育を推進します				
ア 里親支援の取組み				
	23	里親委託推進事業	こども青少年局	家庭での養育が困難なこどもの社会的養護として、家庭と同様の養育環境である里親委託を推進するために、養子縁組里親の開拓、育成、広域での養子縁組里親選定、子どもの委託後から縁組成立後の交流支援を実施します。 また、里親やFH従事者、里親希望者、支援者、地域、関係機関などが交流し、里親養育について共に学び合う場づくりや、里親等が定期的に交流し、相互に情報交換や養育の相談ができる場づくりを行い、里親等の養育の質の向上を図ります。
イ 児童養護施設等における取組み				
	24	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	こども青少年局	個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行います。
施策3 つながり・見守りの仕組みの充実				
(1) こどもや青少年、保護者のつながりを支援します				
ア 地域におけるつながりづくり				
	25	子ども会活動の推進	各区役所 こども青少年局	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進します。

	26	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	各区役所 こども青少年局	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。(地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施します。)
イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり				
	27	「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業	各区役所 教育委員会事務局	地域の教育資源を学校教育に導入するなど地域に開かれた学校づくりを進め、こどもたちの生きる力を育むとともに、学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進します。
	28	学校元気アップ地域本部事業	教育委員会事務局	市内すべての中学校区等に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。
ウ 相談や支援体制の充実				
	29	高校中退者への支援策	こども青少年局	若者自立支援事業「コネクションズおおさか」が学校と連携し、市内にある府立高校等に出張授業を実施するとともに、学校が支援必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINE を活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。
(2) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります				
ア 啓発活動の推進				
	30	児童虐待防止啓発事業	こども青少年局	子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に11月には、児童虐待防止推進月間として、プロ

				スポーツチームとの連携による啓発や、啓発チラシの配布、ポスターの掲示等による啓発を実施します。
イ 地域における見守り・支援ネットワークの充実				
	31	子どもを守る地域ネットワーク機能強化	子ども青少年局	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るとともに、関係機関が連携し、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要な子どもに関する対策を円滑に実施します。
(3) 社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します				
	32	大阪市子どもサポートネットの構築	区役所 子ども青少年局 教育委員会事務局	支援の必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要な子どもや世帯を学校園において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体で子どもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進します。
	33	子ども支援ネットワーク事業	子ども青少年局	地域における子どもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体で子どもを育む機運の醸成を図るため、地域で子どもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。
施策4 生活基盤の確立支援の充実				
(1) 就業を支援します				
	ア ひとり親家庭への支援			
	34	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	子ども青少年局	ひとり親家庭及び寡婦からの就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。

		35	ひとり親家庭自立支援給付金事業	こども青少年局	ひとり親家庭の親に対し、職業能力の開発のための講座の受講経費の一部を補助します。また、資格取得を目的とする養成機関で修業する場合、生活費として給付金を支給します。また、ひとり親家庭の親及び子に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用を補助します。
		36	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	こども青少年局	資格取得を目的とする養成機関への入学のサポートを必要とするひとり親家庭の親を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。
(2)	施設退所者等の自立を支援します				
	ア	児童養護施設等退所者への支援			
		37	施設退所児童等社会生活・就業支援事業	こども青少年局	児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、個別ケースに対する適切な就業環境を得るための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。さらに、他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者について、必要な支援への連携を行います。
(3)	子育て世帯を経済的に支援します				
	ア	養育費確保支援の取組み			
		38	養育費確保のトータルサポート事業	こども青少年局	養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書等作成費、養育費の保証費用を補助する等、総合的な支援を実施します。

イ 重点施策推進経費(令和6年度)

区分・No.	事業名	所属	事業概要(重点施策推進経費分)
学習習慣の定着			
・小学校へ学習指導員の配置			
	1	浪速まなび支援事業	浪速区役所 小学校の放課後に校内で宿題ができるよう指導員を配置
	2	放課後学習チャレンジ教室事業	住之江区役所 区内の小学生を対象に放課後に学習支援を実施
・居場所への学習支援員の派遣など			
	3	都島区小学生サポート事業	都島区役所 区内9か所において、民間事業者による学習支援や悩み相談を実施
	4	こどもの居場所等における学び・生活サポート事業	天王寺区役所 こども食堂や小中学校に大学生等の有償ボランティアを派遣して学習支援を実施
・学力向上支援			
	5	「学力向上支援チーム事業」における一部対象校での重点的支援	教育委員会事務局 特に、学力に課題のある児童の多い学校 90 校に対して、放課後学習等の個別支援を重点的に実施する
不登校児童・生徒への支援			
	6	学習・登校サポート事業	大正区役所 小学校の放課後に学習支援と小・中学生の不登校児童・生徒の家庭へ学習支援サポーターを派遣
	7	不登校生徒支援事業	港区役所 不登校やその傾向のある児童に対し、別室登校のサポートや訪問支援・サードプレイスへの誘導等を実施
	8	鶴見区 こどもの学習支援事業	鶴見区役所 別室登校児童への学習支援を実施

	9	子どもの貧困をなくすための子どもと学校支援事業	中央区役所	区内公立小中学校等にサポーターを配置し、不登校傾向にある子どもも含めた登校支援等を実施
	10	不登校の改善及び防止に向けた児童・家庭支援事業	東成区役所	専門家を学校及び子育て支援室へ派遣し、不登校状態等にある児童生徒の課題分析、環境調整への助言、ならびに支援拒否の保護者へのアプローチにかかる助言の実施
	11	子どもたちの「生きる力」育み支援事業	東成区役所	放課後の学校施設を利用して「子ども第三の居場所」を整備し、学習支援や運動支援等を実施
	12	不登校児童生徒支援事業	淀川区役所	区内市立小・中学校の不登校または不登校傾向の児童生徒のうち、支援者による促しや寄添いがあれば登校可能な児童生徒を対象として、登校支援と、登校直後の時間帯の別室登校支援を行う有償ボランティアをサポーターとして配置
	13	西成区こども生活・まなびサポート事業	西成区役所	区内6中学校及び接続小学校において、登校支援や学びの支援を行うスタッフを配置
居場所づくり				
	14	こども支援ネットワーク事業	こども青少年局	こどもの居場所や企業、社会福祉施設等によるネットワークを構築
	15	大阪市こどもの居場所開設支援事業	こども青少年局	必要な地域にこどもの居場所を開設する活動団体に対し開設経費を補助する
複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり				
・「大阪市こどもサポートネット」の構築				
	16	大阪市こどもサポートネット(コーディネーター配置)	こども青少年局	世帯困窮等の福祉課題を抱える児童・生徒を適切に関係機関へ連携するようコーディネーターを配置する。
	17	大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	教育委員会事務局	支援を要する児童生徒を小中学校内で洗い出し関係機関へつなぐようスクールソーシャルワーカーを配置する。

		18	大阪市子どもサポートネット(スクールカウンセラー事業)	子ども青少年局	「大阪市子どもサポートネット」において各区で開催するスクリーニング会議に臨床心理の専門家として参画
高校中退者への支援策					
		19	若者自立支援事業 (高校中退者への支援策)	子ども青少年局	不登校及び中退防止を図るため高校への出前セミナーの実施や中退時に支援機関へ引き継ぎ切れ目のない支援を行う。
ひとり親への支援策					
		20	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子ども青少年局	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、資格取得のため就学する者に対する支援を実施。
		21	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	子ども青少年局	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、資格取得のため就学する者に対する専門学校等受験支援を実施。
その他顕著な課題に対する取組みなど					
		22	養育費確保のトータルサポート事業	子ども青少年局	養育費に関するパンフレットの作成、離婚・養育費に関する専門相談、養育費確保に関するセミナーを実施
		23	こどもの貧困対策推進経費	子ども青少年局	こどもの貧困対策推進本部の運営にかかる事務費

(1) 大阪市子どもの生活に関する実態調査の概要

ア 目的

こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を実施するため、正確に現状を把握し、得られた結果から今後の施策を検討することを目的として実施しました。

イ 調査対象者

- (ア) 大阪市立小学校5年生の全児童とその保護者
- (イ) 大阪市立中学校2年生の全生徒とその保護者
- (ウ) 大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所の全5歳児の保護者

ウ 調査方法

学校園、保育所等を通じて調査対象者の世帯に調査票を配付し、回収しました。

エ 調査実施日

令和5年6月27日～令和5年7月14日

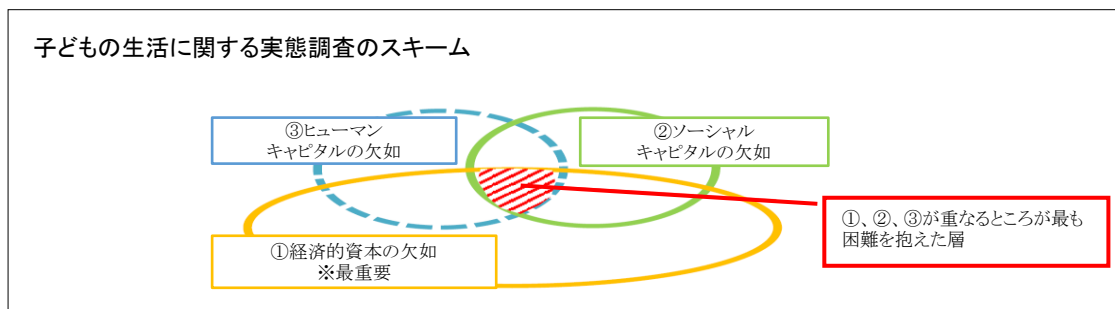
オ 調査票配付・回収率(数)

種類	回収率(%)	回収数	配付数
小学校5年生	69.2	13,124	18,975
小学校5年生の保護者	69.4	13,174	18,975
中学校2年生	67.9	11,488	16,920
中学校2年生の保護者	67.7	11,460	16,920
小学校5年生・中学校2年生合計	68.6	24,612	35,895
小学校5年生保護者・中学校2年生保護者合計	68.6	24,634	35,895
5歳児の保護者	75.7	14,138	18,686
計	70.1	63,384	90,476

カ 実態調査の枠組み

次の三つの資本の欠如に焦点を当てて調査を行いました。

- (ア) 経済的資本の欠如(現金やサービス、住宅、医療などの欠如)
- (イ) ソーシャルキャピタルの欠如(つながりの欠如、近隣・友人との関係性、学校・労働市場への不参加)
- (ウ) ヒューマンキャピタルの欠如(教育レベル)雇用の可能性)自分の能力を労働力(稼働)に転換する能力の欠如)



(2) 困窮度の分類

国が実施している国民生活基礎調査においては、OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得の中央値の 50%を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率としています。

実態調査においても、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、等価可処分所得を基に区分した困窮度を用いていますが、EU(欧州連合)やUNICEF(国際連合児童基金)においては等価可処分所得の中央値の 60%の額が採用されることもあり、下表のとおり四つの区分に困窮度を分類することとしました。

ただし、実態調査における世帯の所得額については、回答者の負担感や回収率への影響を考慮し、所得額等について 50 万円から 100 万円といった数値の幅をもった選択肢で把握することとしたため、等価可処分所得の算定については、所得の選択肢のそれぞれ上限値と下限値の平均値(例えば、所得の選択肢が 250 万円～300 万円の場合は 275 万円となります。)に基づき行っています。

	大阪市(R5)		大阪市(H28)	
	小5・中2	5歳児	小5・中2	5歳児
等価可処分所得中央値(貧困線)	265 万円 (133 万円)	280 万円 (140 万円)	238 万円 (119 万円)	
等価可処分所得中央値以上	50.0%	50.2%	50.0%	52.5%
困窮度Ⅲ (等価可処分所得中央値未満で、中央値の 60%以上)	29.9%	29.0%	28.1%	29.6%
困窮度Ⅱ (等価可処分所得中央値の 50%以上 60%未満)	5.2%	5.7%	6.6%	6.1%
困窮度Ⅰ (等価可処分所得中央値の 50%未満)	15.0%	15.1%	15.2%	11.8%

(3) 経済的資本の欠如の状況

ア 困窮度別に見た経済的理由による経験

(ア) 世帯における経済的な理由による経験

困窮度が高くなるにつれ、世帯における経済的な理由による経験(経済的な理由でできなかったこと)に該当する割合が増えています。

前回調査と比較すると、「電気・ガス・水道などが止められた」や「国民健康保険料の支払いが滞ったことがある」といったライフラインに関わるような項目の割合が困窮度にかかわらず低くなっており、結果として、「どれにもあてはまらない」(いずれの経験もしていない)の割合が増加しています。(図2-1、図2-2)

(イ) こどもに対する経済的な理由による経験

困窮度が高くなるにつれ、こどもに対する経済的な理由による経験(してあげられなかったこと)が増えています。

前回調査と比較すると、「おこづかいを渡すことができなかった」や「新しい服や靴を買うことができなかった」、「習い事や学習塾に通わすことができなかった」などの割合が減少しています。そのため、困窮度にかかわらず、「どれにもあてはまらない(いずれの経験もしていない)」の割合が増

加しています。(図3-1、図3-2)

(ウ) 経済的な理由による経験の該当数の平均値

(ア) (イ)のいずれも、困窮度が高くなるにつれ該当数の平均は多くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず少なくなっています。(図4-1、図4-2、図5-1、図5-2)

イ 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、経済的理由による経験

(ア) 世帯における経済的な理由による経験

若年で親になった方が、生活に直結した困難さを抱える傾向や不安を抱えている傾向が見られます。(図6)

(イ) こどもに対する経済的な理由による経験

若年で親になった方が、学習塾や習い事に通わせることに困難さが見られます。(図7)

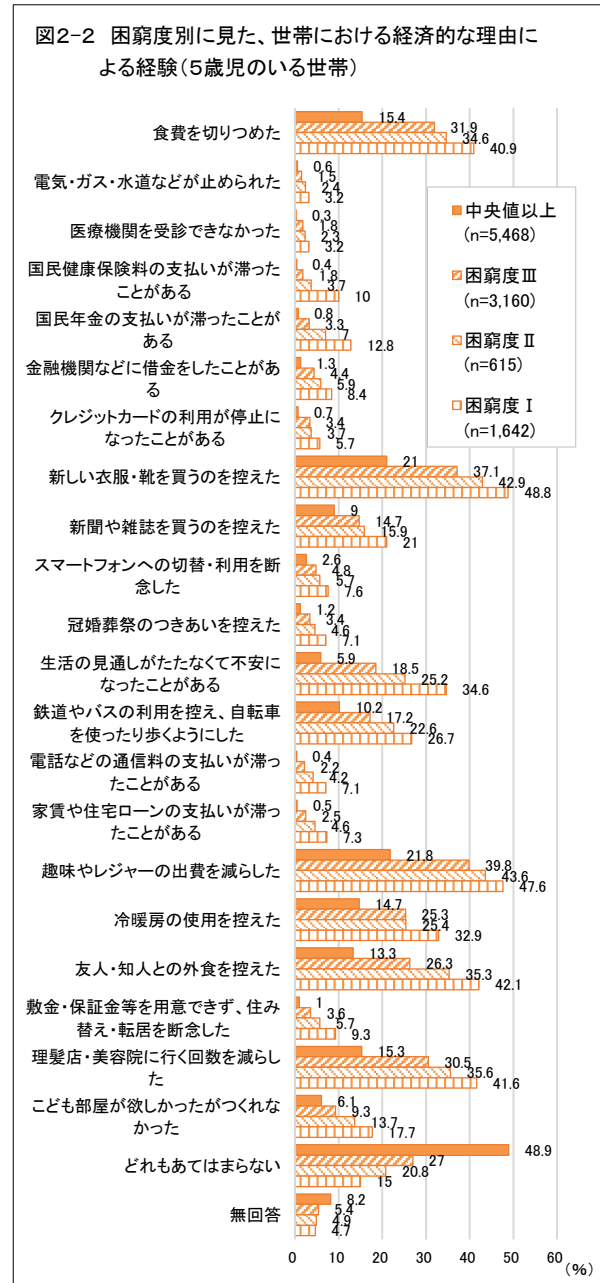
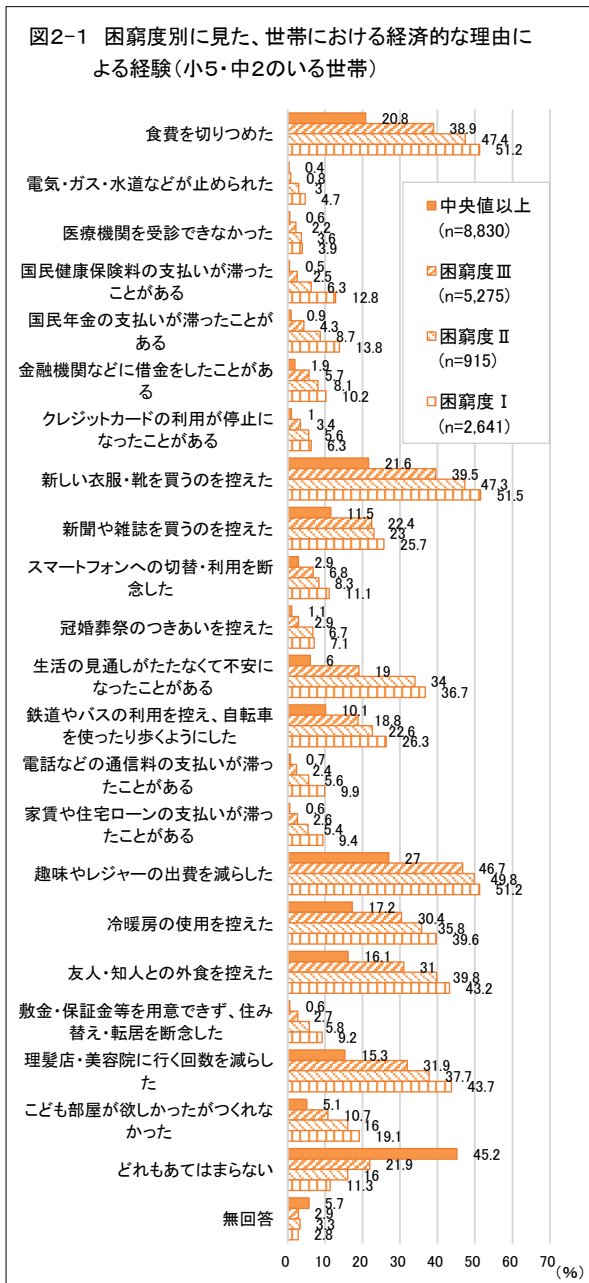


図3-1 困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)

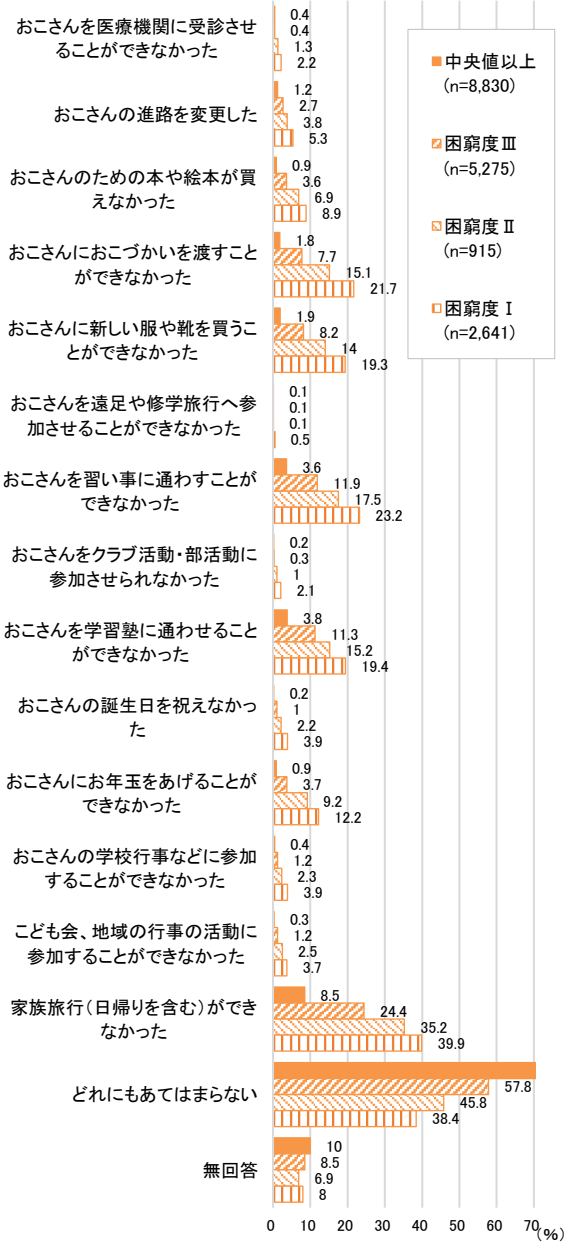


図3-2 困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(5歳児のいる世帯)

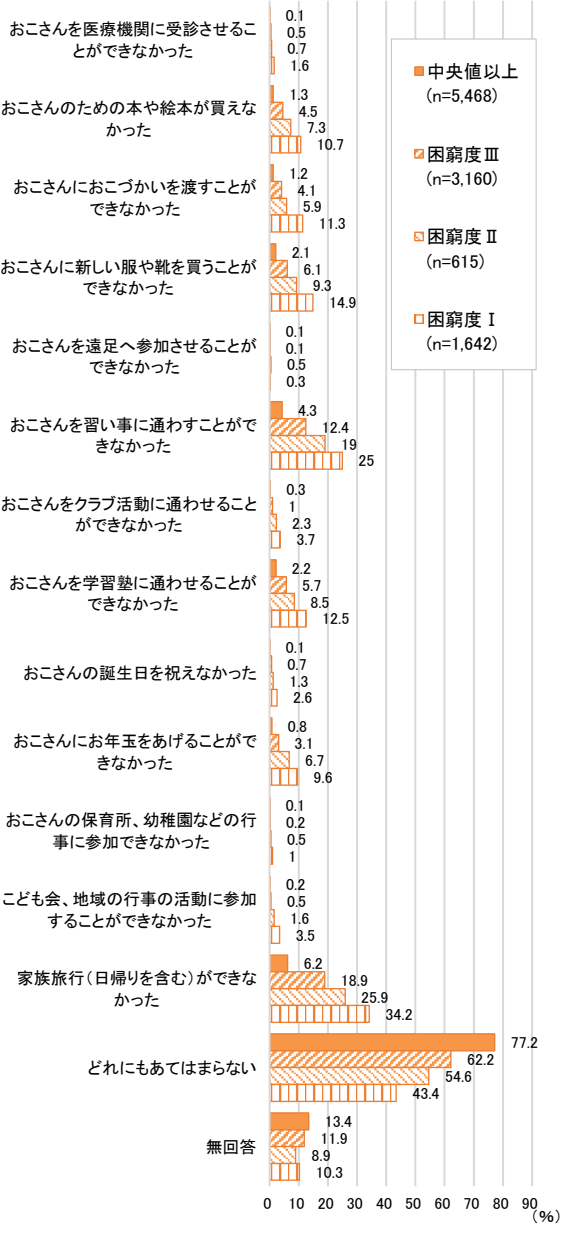


図4-1 困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)

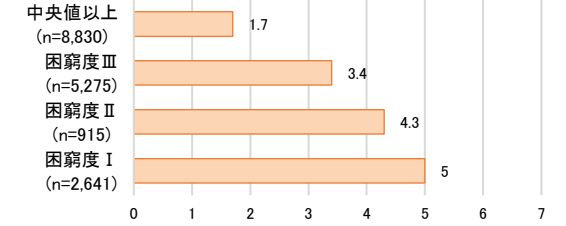


図4-2 困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)

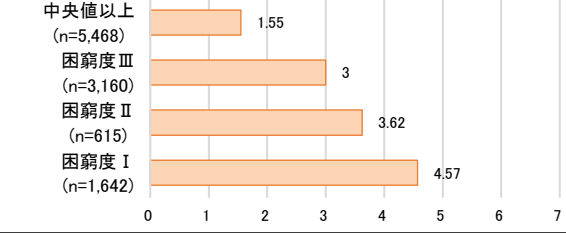


図5-1 困窮度別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)

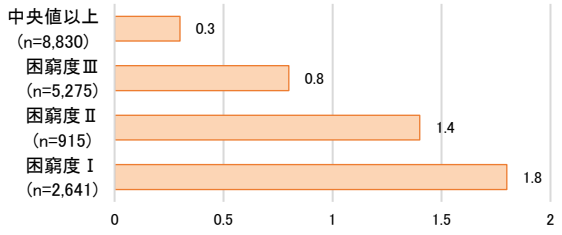


図5-2 困窮度別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)

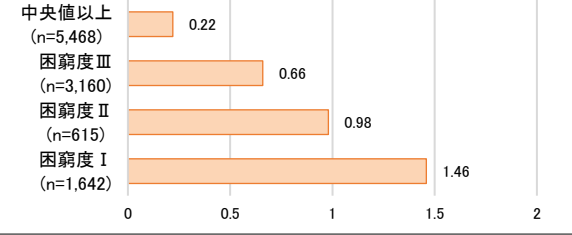


図6 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、世帯における経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)

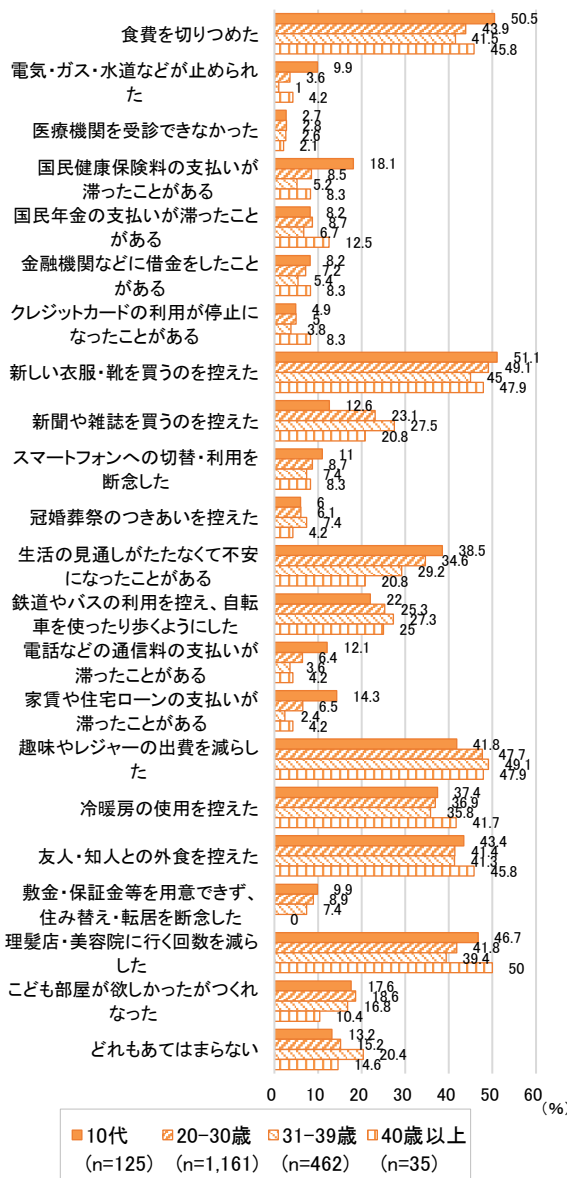
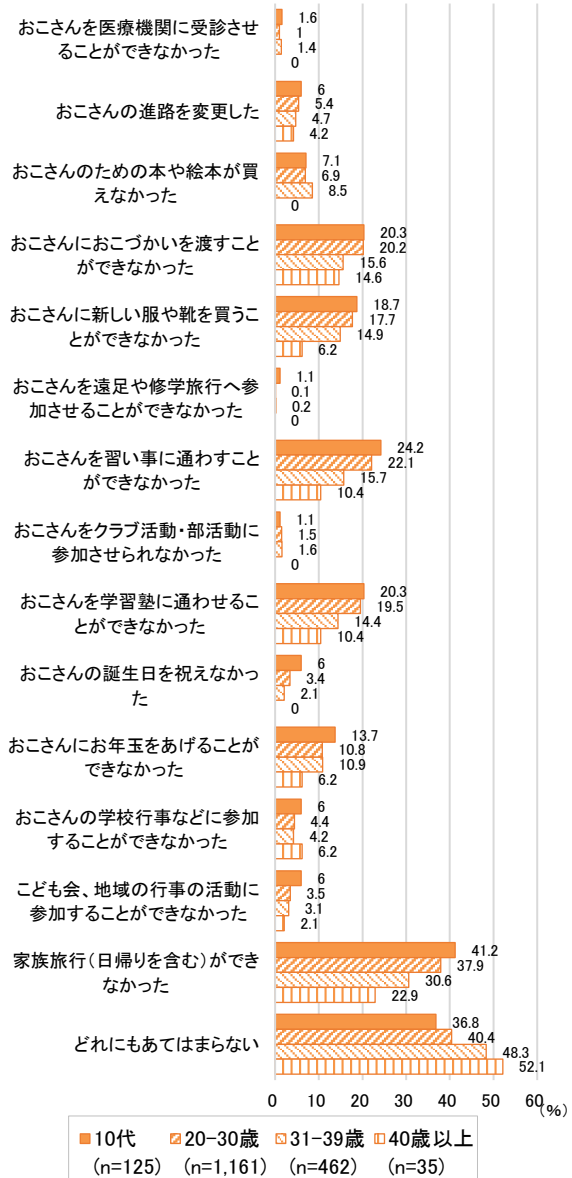


図7 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)



ウ 世帯構成別に見た経済状況等

(ア) 収入状況

「わからない・無回答」を除いて、ふたり親世帯は500万円～600万円未満の世帯が最も多いのに対し、父子世帯は300万円～400万円未満、母子世帯は200万円未満の世帯が最も多くなっています。(図8-1、図8-2)

(イ) 家計の状況

ふたり親世帯、父子世帯、母子世帯の順に、「貯蓄ができています」と回答する割合が低くなっています。

前回調査と比較すると、どの世帯区分においても「貯蓄ができています」世帯の割合は増加し、「赤字である」世帯の割合が減少しています。(図9-1、図9-2)

(ウ) 困窮度

ふたり親世帯、父子世帯、母子世帯の順に、困窮度Ⅰ群の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、母子世帯において、困窮度Ⅰ群の割合(小5・中2:42.9%→52.9%、5歳児:世帯43.6%→61.9%)が大幅に増加しています。(図10-1、図10-2)

(エ) 就労状況

前回と比較すると、ふたり親世帯(小5・中2:3.4%→2.9%、5歳児:2.7%→1.7%)、父子世帯(小5・中2:7.2%→5.7%、5歳児:7.4%→5.8%)における非正規雇用が低くなっています。母子世帯は正規雇用・非正規雇用の割合が変化していないという状況にあります。(図11-1、図11-2)

(オ) 就労状況別に見た家計の状況

家計の状況は就労形態によって大きな違いがあり、保護者の就労状況が正規雇用であるほど貯蓄ができていますと回答した割合が高くなっており、非正規群は正規群に比べ家計の赤字の割合が高くなっています。(図12-1、図12-2)

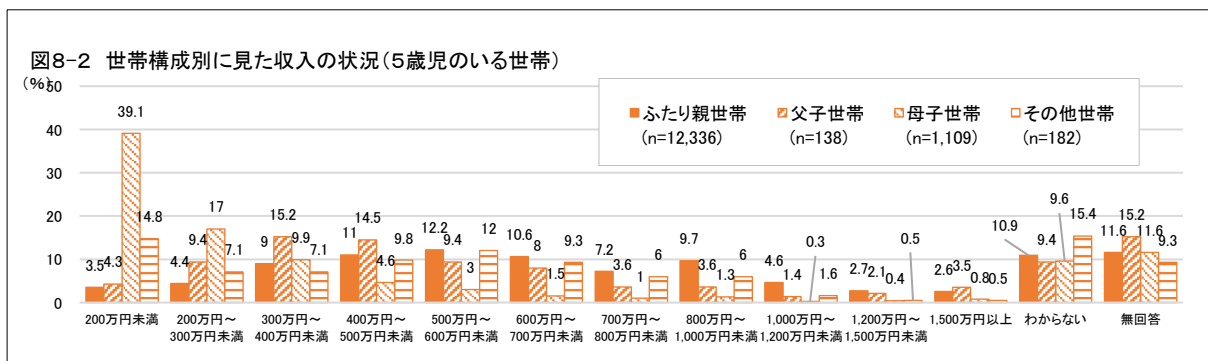
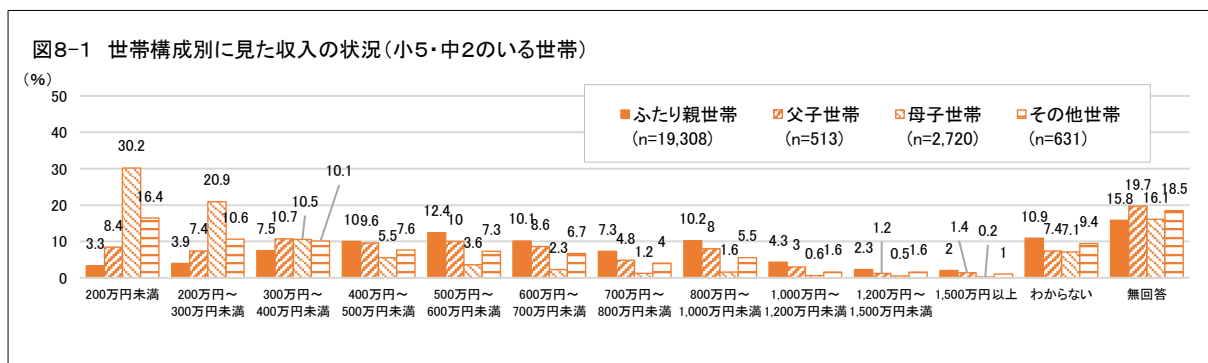


図9-1 世帯構成別に見た家計の状況(小5・中2のいる世帯)

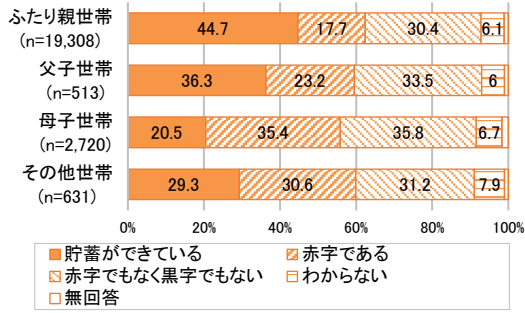


図9-2 世帯構成別に見た家計の状況(5歳児のいる世帯)

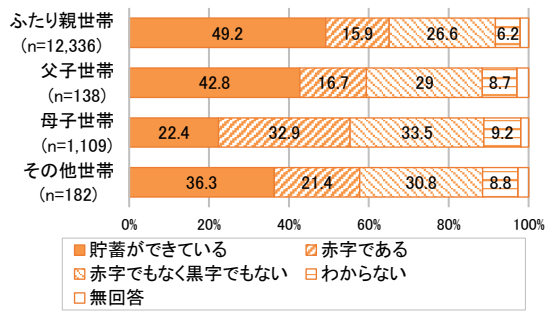


図10-1 世帯構成別に見た困窮度(小5・中2のいる世帯)

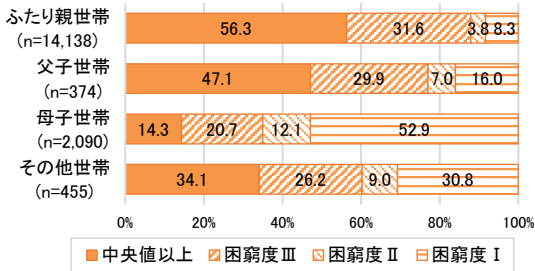


図10-2 世帯構成別に見た困窮度(5歳児のいる世帯)

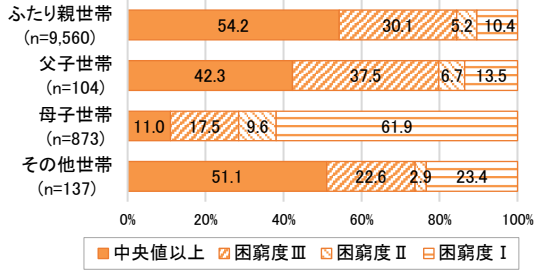


図11-1 世帯構成別に見た就労状況(小5・中2のいる世帯)

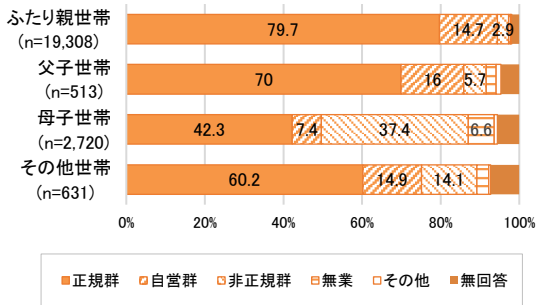
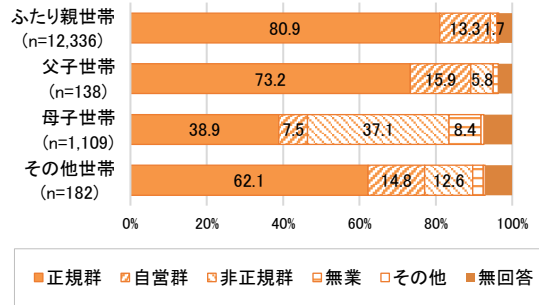


図11-2 世帯構成別に見た就労状況(5歳児のいる世帯)



※項目の分類の考え方は次のとおり。

正規群：父母あるいは主たる生計者に「常勤・正規職員」が含まれている。

自営群：正規群以外で、父母あるいは主たる生計者に「自営業・家業」が含まれている。

非正規群：正規群・自営群以外で、父母あるいは主たる生計者に「パートまたはアルバイト、非正規職員」が含まれている。

無業：正規群・自営群・非正規群以外で、誰も働いていない。

その他：正規群、自営群、非正規群、無業以外。

図12-1 就労状況別に見た家計状況(小5・中2のいる世帯)

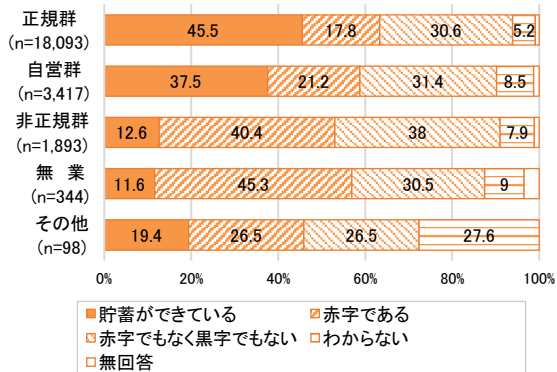
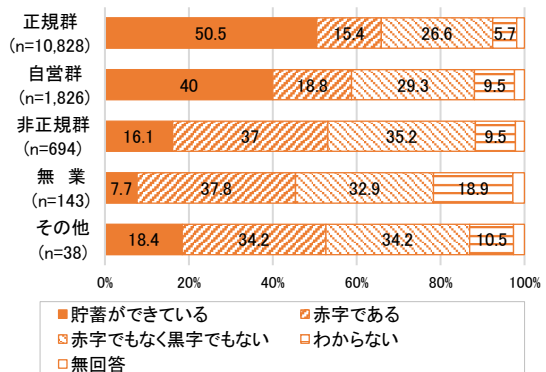


図12-2 就労状況別に見た家計状況(5歳児のいる世帯)



エ 初めて親となった年齢別に見た母親の状況

(ア) 困窮度

10代で初めて親となった世帯を見ると、他の世帯に比べて、困窮度Ⅰの割合が高くなっています。(図13-1、図13-2)

(イ) 最終学歴

10代で初めて親となった世帯を見ると、他の世帯に比べて、「中学校卒業」や「高等学校中途退学」割合が特に高くなっています。(図14-1、図14-2)

(ウ) 就労状況

小学校5年生・中学校2年生のいる世帯、5歳児のいる世帯とも、若年で親になった世帯の方が、正規群の割合が低くなっています。(図15-1、図15-2)

オ 世帯構成別における初めて親になった年齢別に見た、困窮度

若年で初めて親になるにつれ、困窮度が高くなっています。母子世帯とふたり親世帯を比較すると、困窮度Ⅰ群の割合に大きな差が見られます。(図16-1、図16-2)

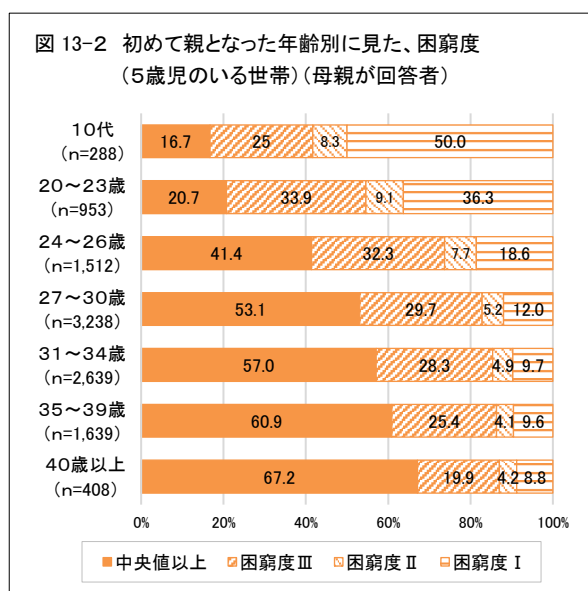
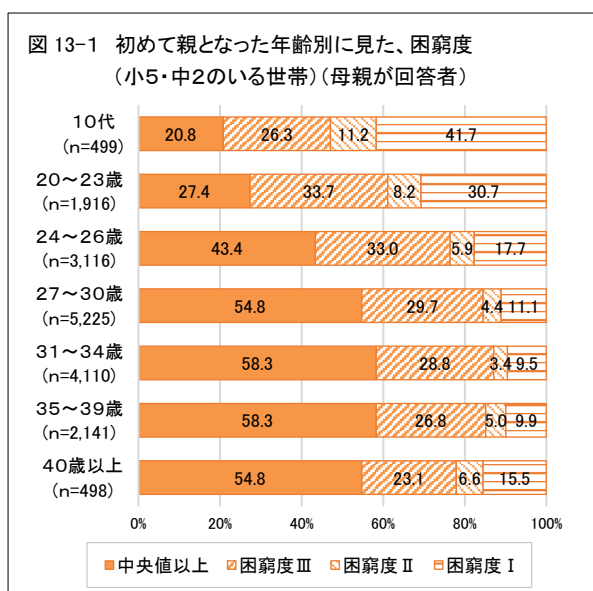


図 14-1 初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴 (小5・中2のいる世帯) (母親が回答者)

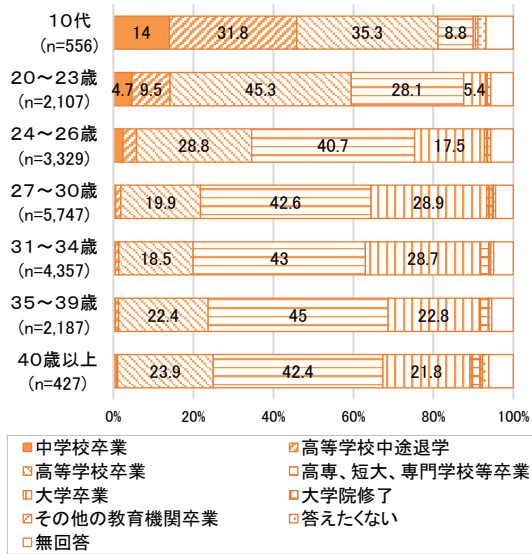


図 14-2 初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴 (5歳児のいる世帯) (母親が回答者)

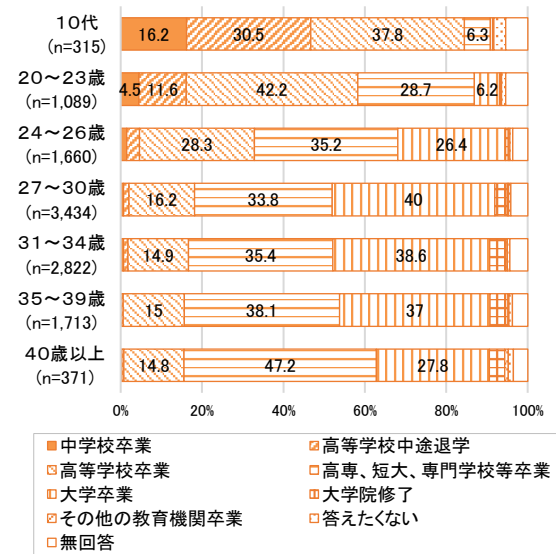


図 15-1 初めて親となった年齢別に見た、就労状況 (小5・中2のいる世帯) (母親が回答者)

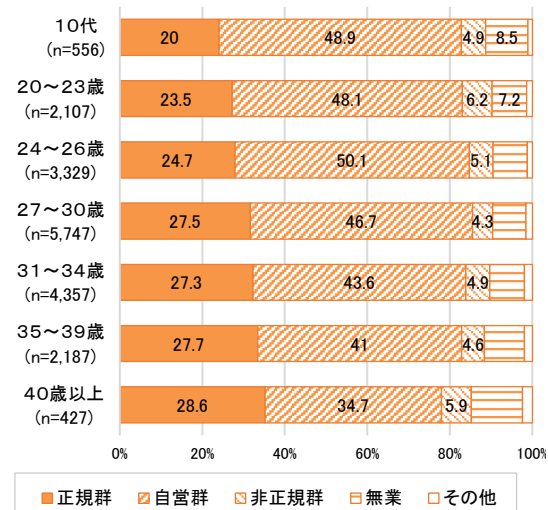


図 15-2 初めて親となった年齢別に見た、就労状況 (5歳児のいる世帯) (母親が回答者)

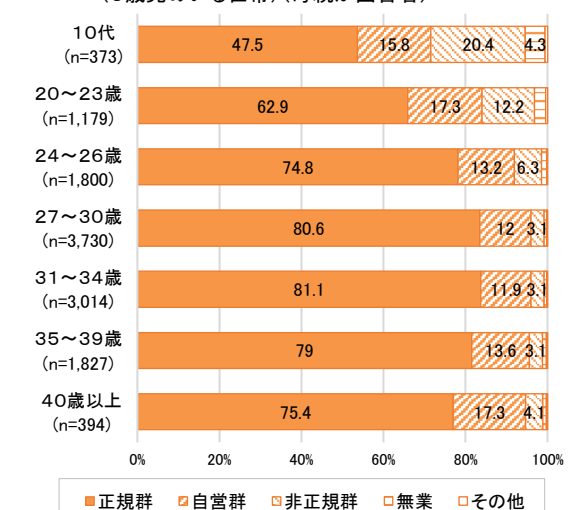


図 16-1 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、困窮度 (小5・中2のいる世帯) (母親が回答者)

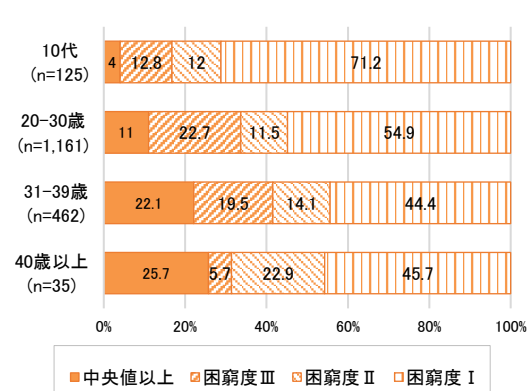
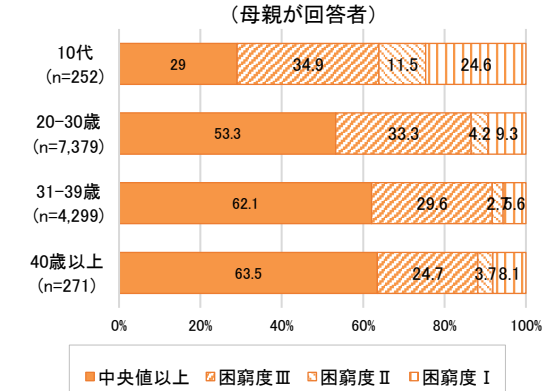


図 16-2 ふたり親世帯における初めて親になった年齢別に見た、困窮度 (小5・中2のいる世帯) (母親が回答者)



カ 困窮度別に見た制度の受給状況

(ア) 就学援助の受給状況

困窮度が高くなるにつれ、「利用している」割合が高くなっていますが、困窮度Ⅰ群を見ると、「利用したことがない」割合が23.8%となっています。

前回調査と比較すると、困窮度Ⅰ(13.4%→23.8%)・Ⅱ群(19.3%→37.6%)において、「利用したことがない」割合が増加しています。(図17)

(イ) 就学援助を利用しなかった理由

「制度の対象外だと思うから」の割合が最も多い理由になっています。一方で、「制度を知らなかった」の割合が困窮度Ⅰ群では4.1%、困窮度Ⅱ群では0.9%、「手続きがわからない、利用しにくい」の割合が困窮度Ⅰ群では8.8%、困窮度Ⅱ群では6.1%と割合としては低いものが見受けられました。(図18)

(ウ) 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、就学援助を利用しなかった理由

若年で親になった方が、申請の手続き等に困り感を持っている傾向が見られます。(図19)

(エ) 児童扶養手当の受給状況

困窮度が高くなるにつれ、「利用している」割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度Ⅰ群において、「現在利用している」割合(小5・中2:76.2%→79.8%、5歳児:71.0%→79.2%)が増加しています。(図20-1、図20-2)

(オ) 児童扶養手当を利用しなかった理由

「制度の対象外だと思うから」の割合が最も多い理由になっています。一方で、割合としては低いものの、「制度を知らなかった」や「手続きがわからない、利用しにくい」などの理由も見られました。

(図21-1、図21-2)

(カ) 養育費の受領状況

前回調査と質問方法は異なりますが、困窮度にかかわらず、「受け取っている」と回答した割合は大幅に増加しています。(図22-1、図22-2)

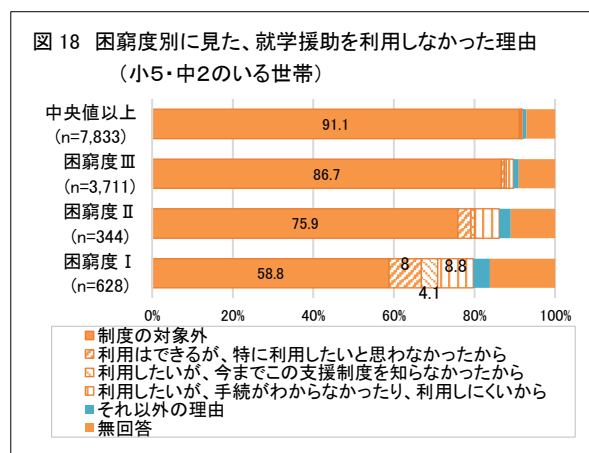
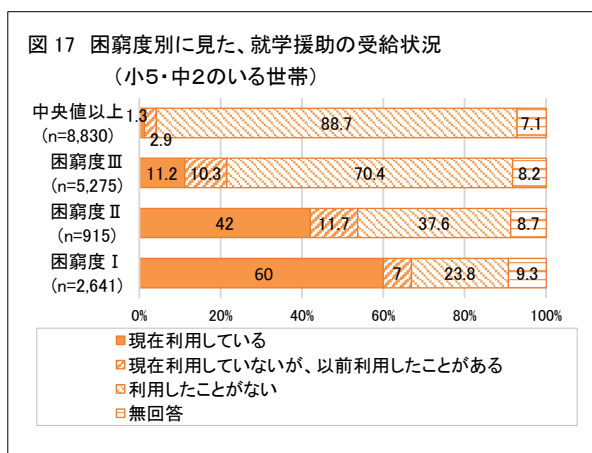


図 19 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、就学援助を利用しなかった理由

(小5・中2のいる世帯)

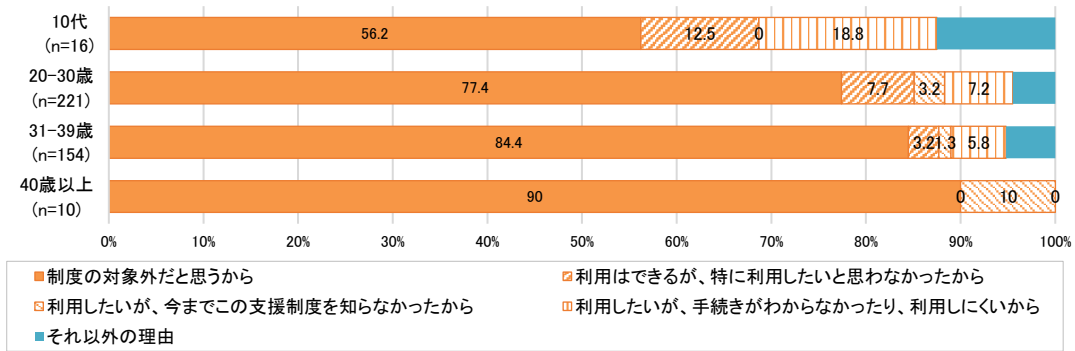


図 20-1 困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況

(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)

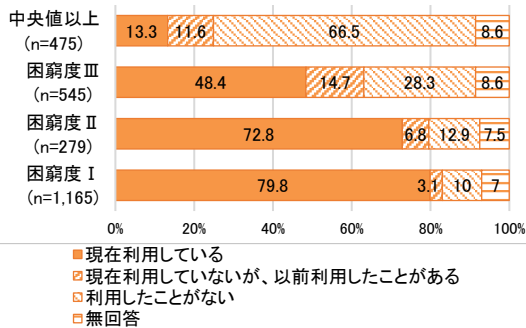


図 20-2 困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況

(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)

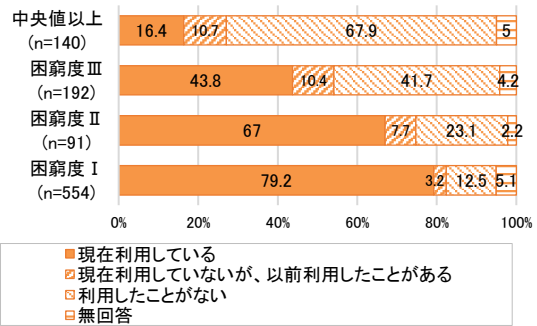


図 21-1 困窮度別に見た、児童扶養手当を利用しなかった理由

(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)

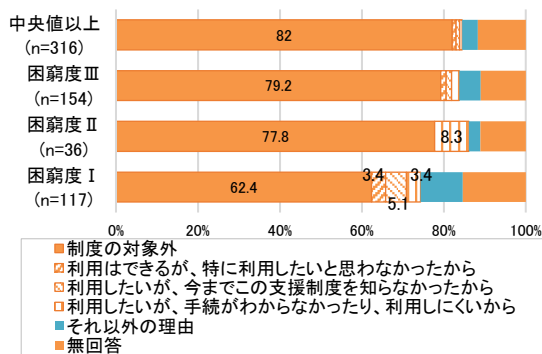


図 21-2 困窮度別に見た、児童扶養手当を利用しなかった理由

(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)

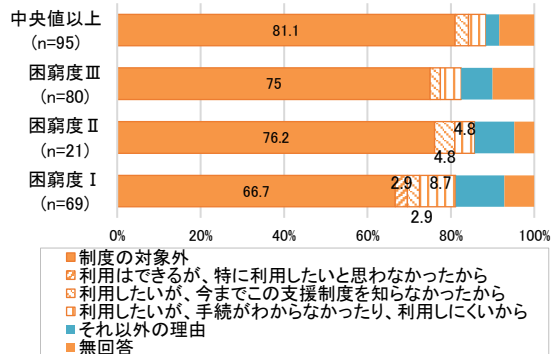


図 22-1 困窮度別に見た、養育費受給状況

(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)

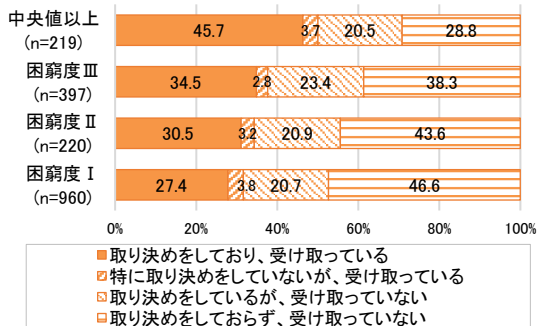
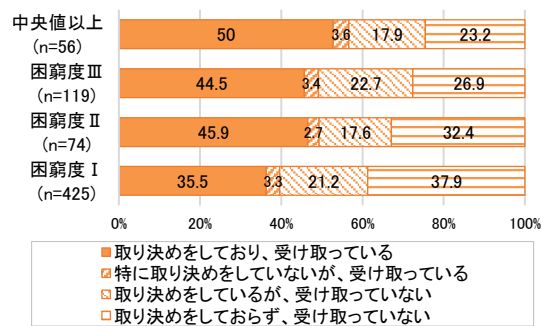


図 22-2 困窮度別に見た、養育費受給状況

(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)



(4) ヒューマンキャピタルの欠如の状況

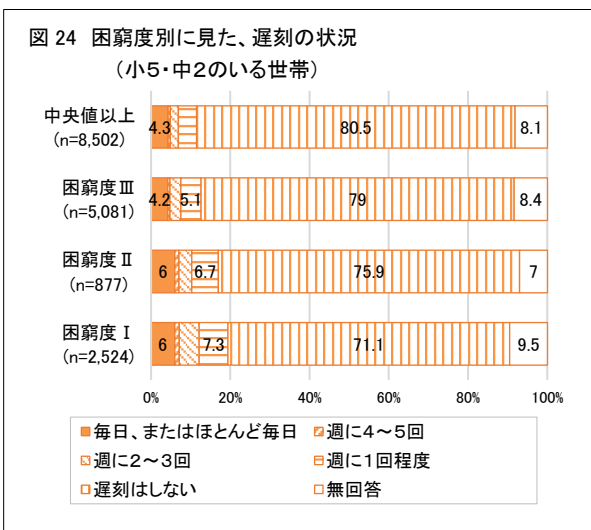
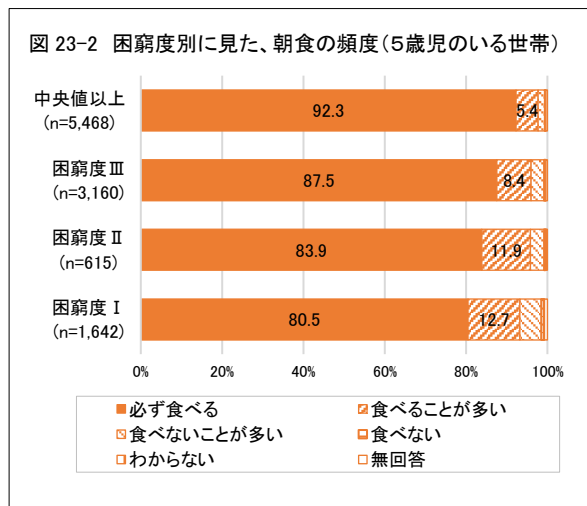
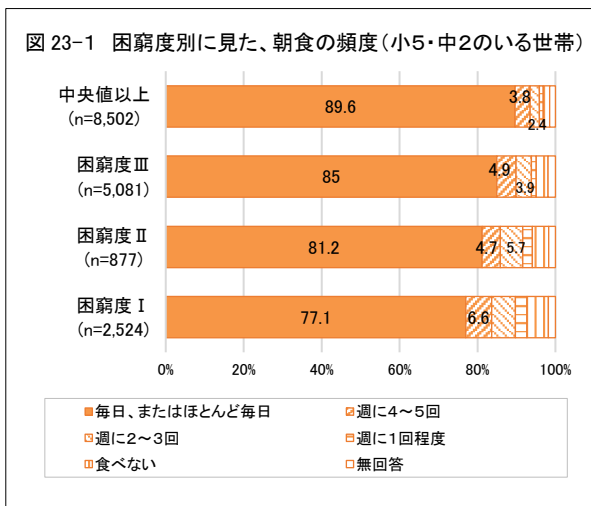
ア 困窮度別に見た生活習慣の状況

(ア) 朝食の頻度

困窮度が高くなるにつれ、「毎日、またはほとんど毎日」、「必ず食べる」と回答する割合が低くなっています。(図 23-1、図 23-2)

(イ) 学校への遅刻の状況

困窮度が高くなるにつれ、「遅刻はしない」と回答する割合が低くなっています。(図 24)



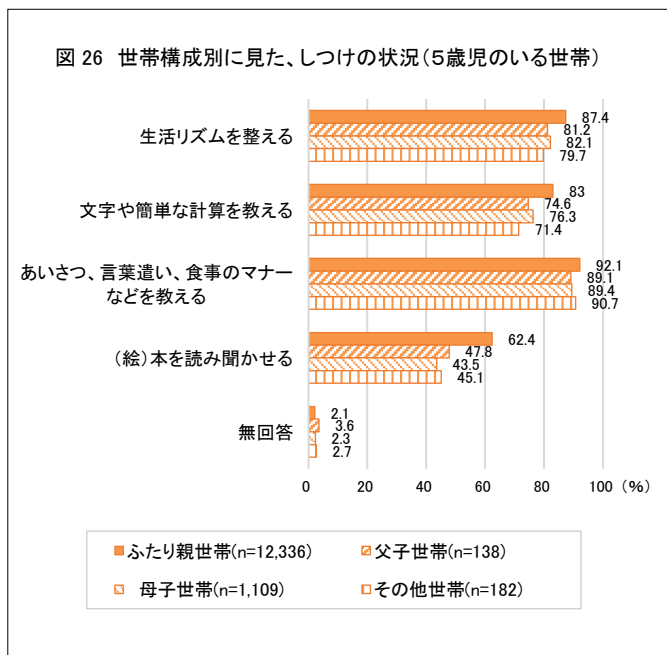
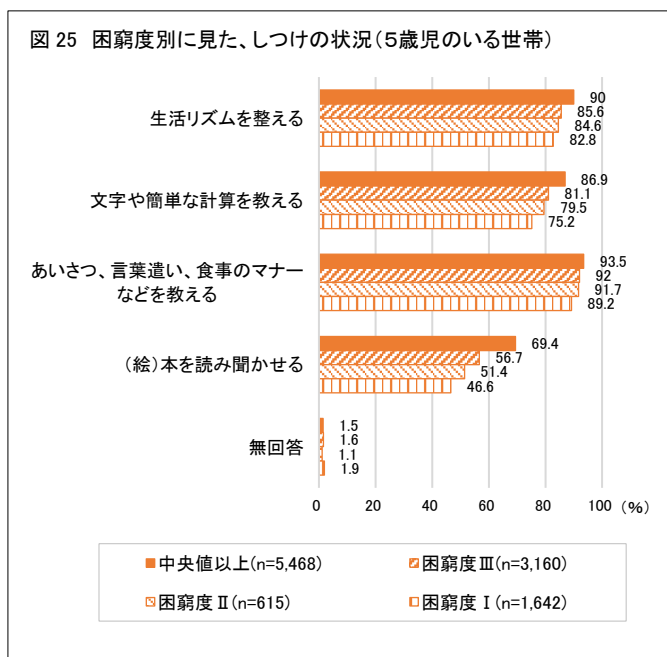
イ 5歳児におけるしつけの状況

(ア) 困窮度別

困窮度が高くなるにつれ、しつけをしている割合が低くなっています。(図 25)

(イ) 世帯構成別

ふたり親世帯とひとり親世帯(母子世帯、父子世帯)を比較すると、ひとり親世帯の方が、しつけをしている割合が低くなっている傾向が見られます。(図 26)



ウ 心身の自覚症状

(ア) 困窮度別

困窮度が高い保護者ほど、全体的に「気になる」という回答の割合が高くなる傾向があります。中央値以上群と困窮度Ⅰ群との間で差が大きい項目を見ると、「ねむれない」や「不安な気持ちになる」の項目に大きな差が見られます。(図 27-1、図 27-2)

子どもについては、保護者の場合ほど、中央値以上群と困窮度Ⅰ群との間で大きな差は見られません。困窮度にかかわらず、「とくに気になるところはない」の割合が高くなっていますが、中央値以上群では 35.5%、困窮度Ⅰ群では 30.3%となっています。困窮度が高くなるについて、「不安な気持ちになる」、「まわりが気になる」、「やる気が起きない」について、「いつもそうだ」と回答した割合が高くなっています。(図 27-3、図 27-4、図 27-5、図 27-6)

(イ) 世帯構成別

母子世帯において、全体的に「気になる」という回答の割合が高い傾向が見られます。(図 32-1、図 32-2)

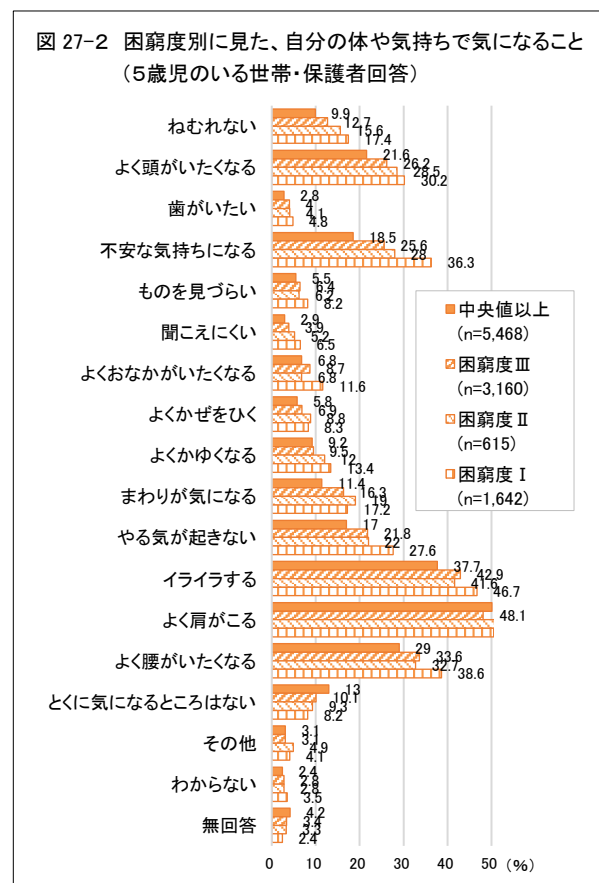
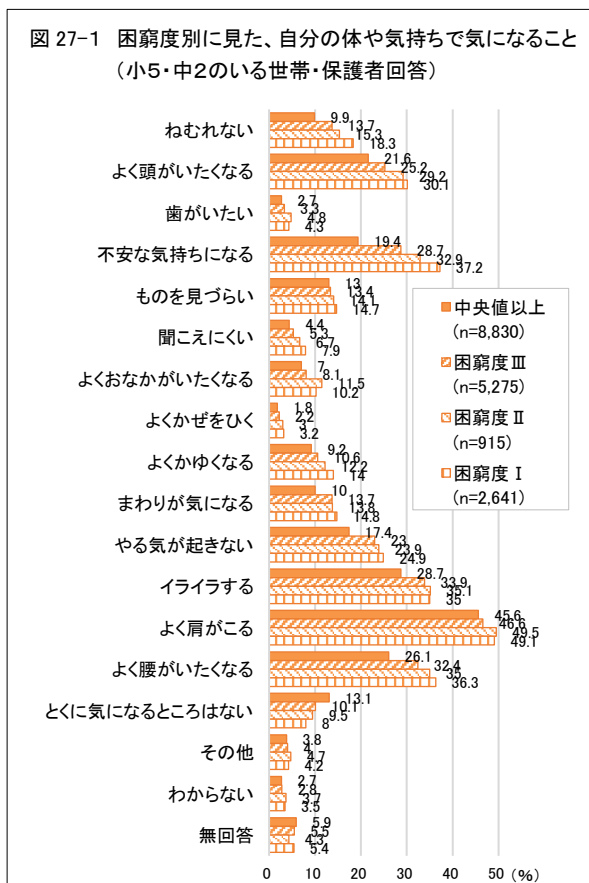


図 27-3 困窮度別に見た、自分の体の状態で気になること
(小5・中2のいる世帯・こども回答)

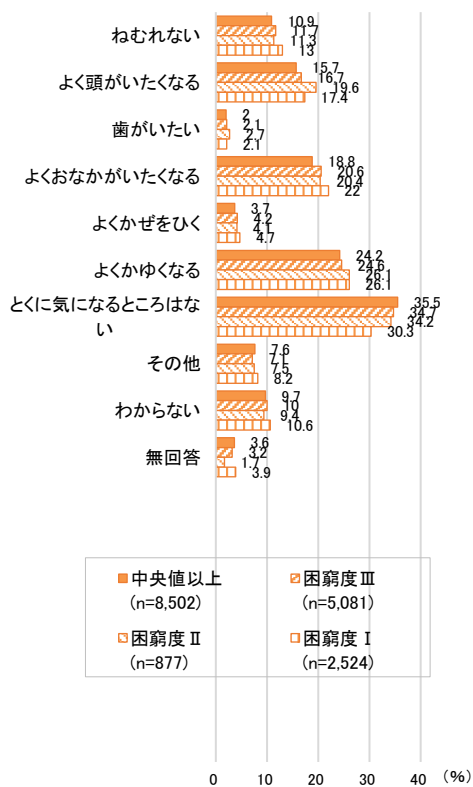


図 27-4 困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること
不安な気持ちになる(小5・中2のいる世帯・こども回答)

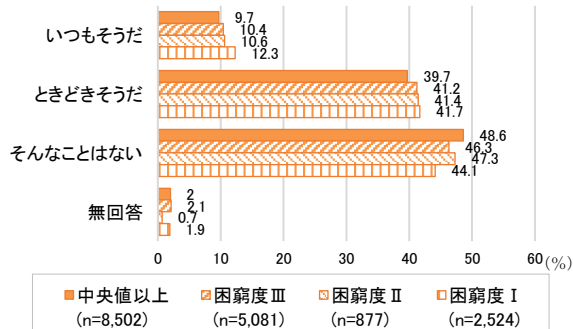


図 27-5 困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること
まわりが気になる(小5・中2のいる世帯・こども回答)

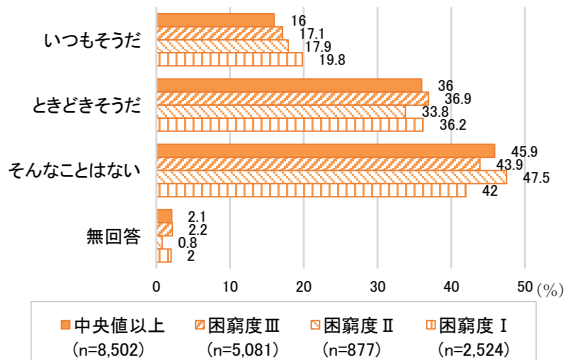


図 27-6 困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること
やる気が起きない(小5・中2のいる世帯・こども回答)

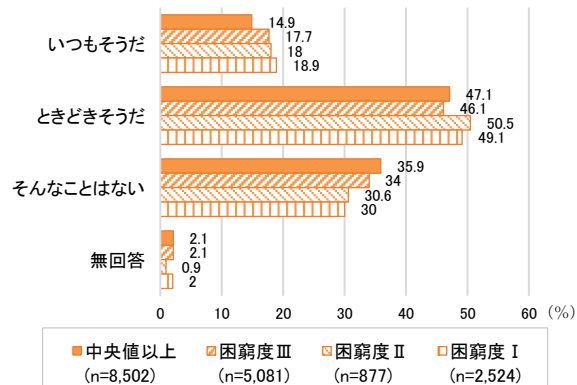


図 28-1 世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

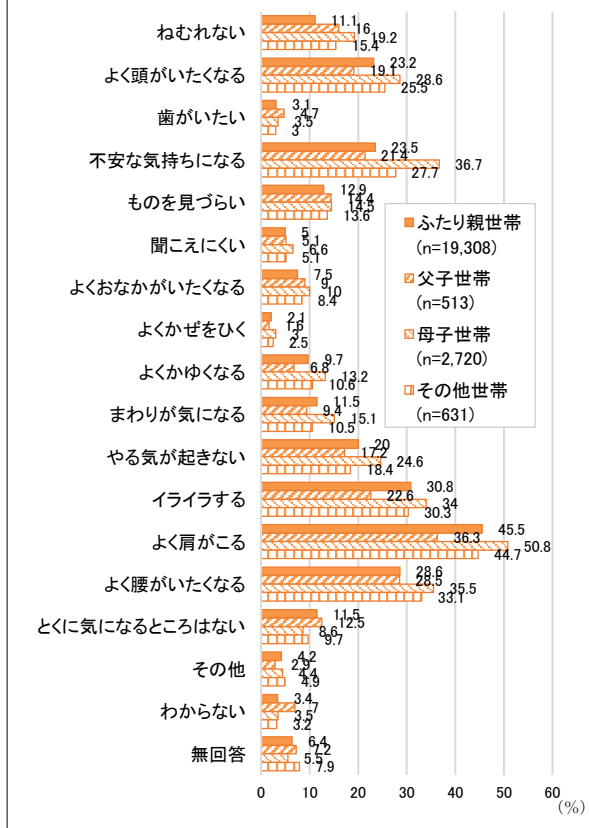
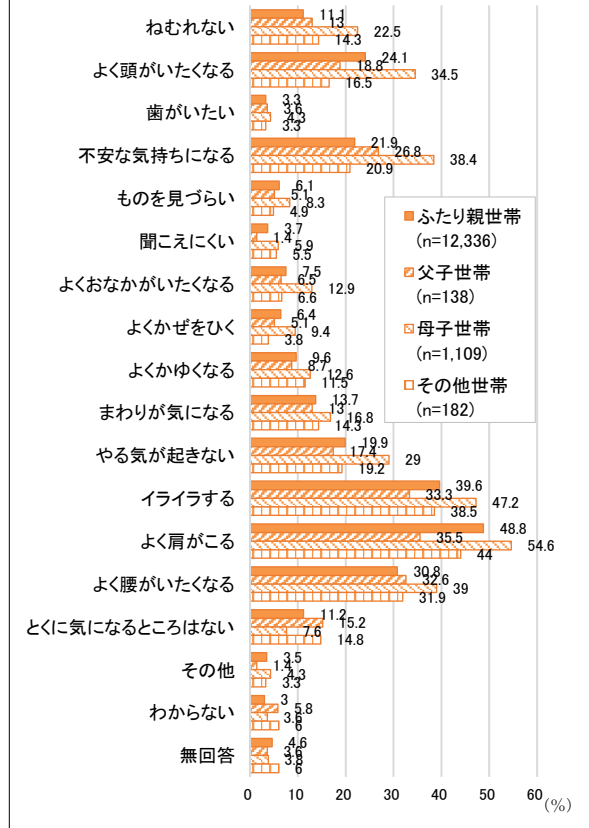


図 28-2 世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)



エ 困窮度別に見た保護者の心の状態

(ア) 生活を楽しんでいる

困窮度が高くなるにつれ、肯定的な回答の割合が低くなっています。(図 29-1、図 29-2)

(イ) 将来に「希望が持てる」

困窮度が高くなるにつれ、「希望が持てる」と回答した割合が低くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず「希望がもてる」と回答した割合が増えています。

(図 30-1、図 30-2)

(ウ) ストレスを発散できるものが「ある」

困窮度が高くなるにつれ、「ある」と回答した割合が低くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず「ある」と回答した割合が増えています。(図 31-1、

図 31-2)

(エ) 幸せだと思う

困窮度が高くなるにつれ、「とても幸せだと思う」「幸せだと思う」の合計の割合は低くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず「とても幸せだと思う」と回答した割合が増えています。(図 32-1、図 32-2)

図 29-1 困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

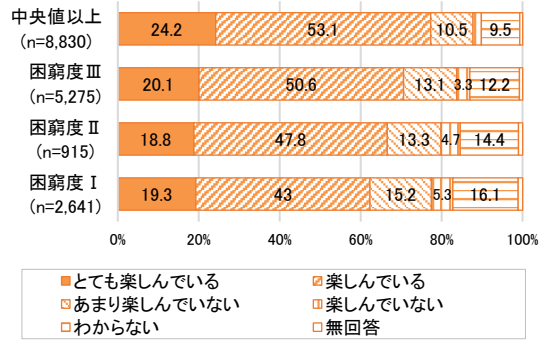


図 29-2 困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)
(5歳児のいる世帯・保護者回答)

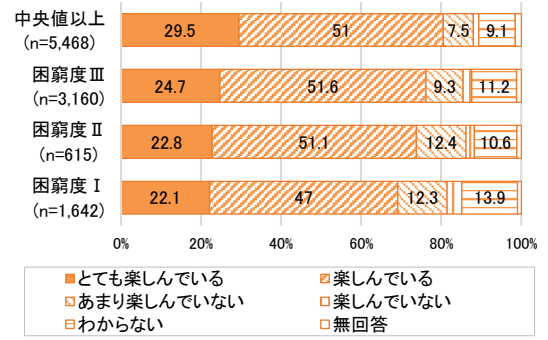


図 30-1 困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

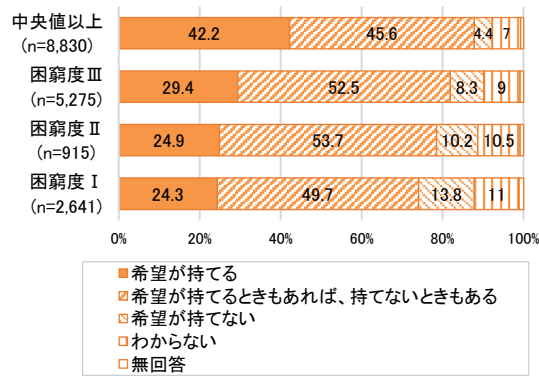


図 30-2 困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)
(5歳児のいる世帯・保護者回答)

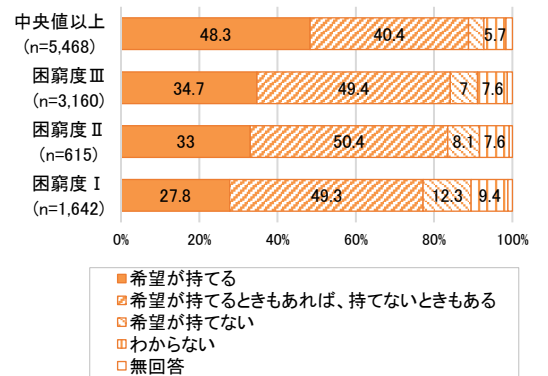


図 31-1 困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

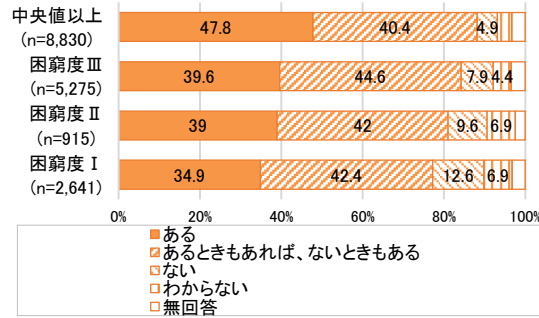


図 31-2 困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)
(5歳児のいる世帯・保護者回答)

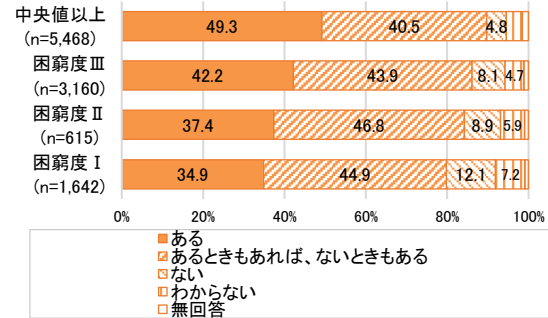


図 32-1 困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

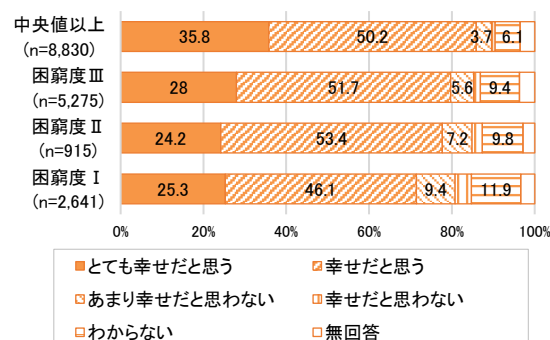
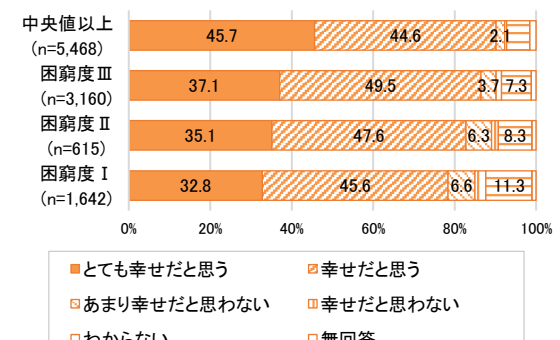


図 32-2 困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)
(5歳児のいる世帯・保護者回答)



オ 困窮度別に見た学習の状況

(ア) 授業以外の勉強時間

困窮度が高くなるにつれ、「まったくしない」と回答する割合が高くなっています。(図 33)

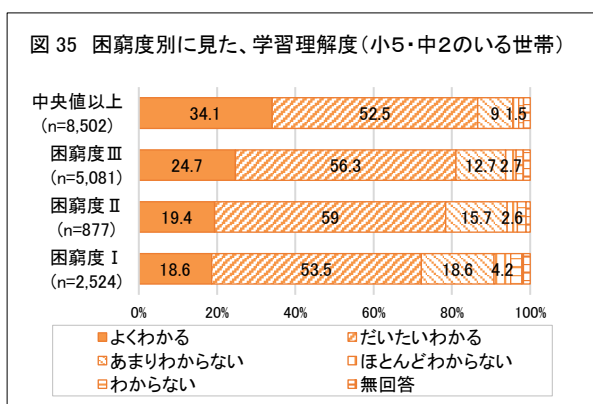
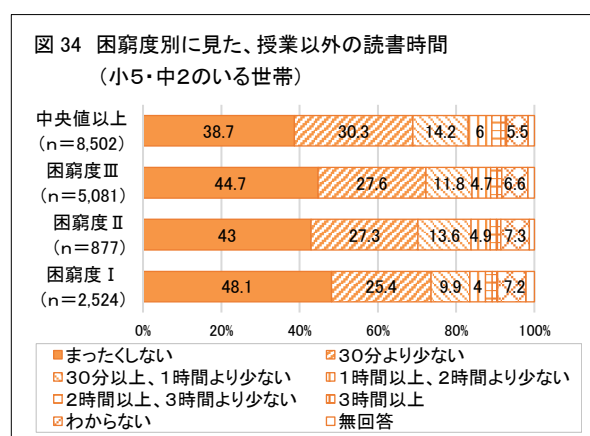
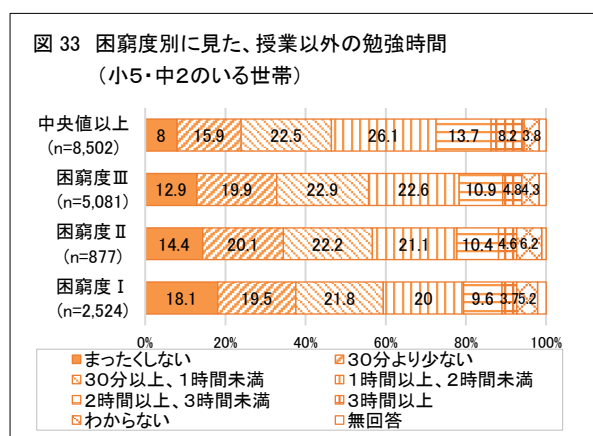
(イ) 授業以外の読書時間

困窮度が高くなるにつれ、「まったくしない」と回答する割合が高くなる傾向にあります。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず「まったくしない」割合が増加しています。(図 34)

(ウ) 学校の勉強

困窮度が高くなるにつれ、「よくわかる」と回答した割合が低くなっていますが、前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず「よくわかる」割合が増加しています。(図 35)



カ 希望する進学先

(ア) 困窮度別に見た、親がこどもに希望する進学先

困窮度が高くなるにつれ、「短期大学・大学」までを希望する割合が低くなっています。(図 36)

(イ) 困窮度別に見た、こどもが希望する進学先

困窮度が高くなるにつれ、「短期大学・大学」までを希望する割合が低くなっています。

保護者とこどもを比較したときに、保護者の方が「大学」までを希望する割合が高く、こどもにおいては「専門学校」や「考えたことがない」が高くなっています。(図 37)

図 36 困窮度別に見た、親がこどもに希望する進学先(小5・中2のいる世帯)

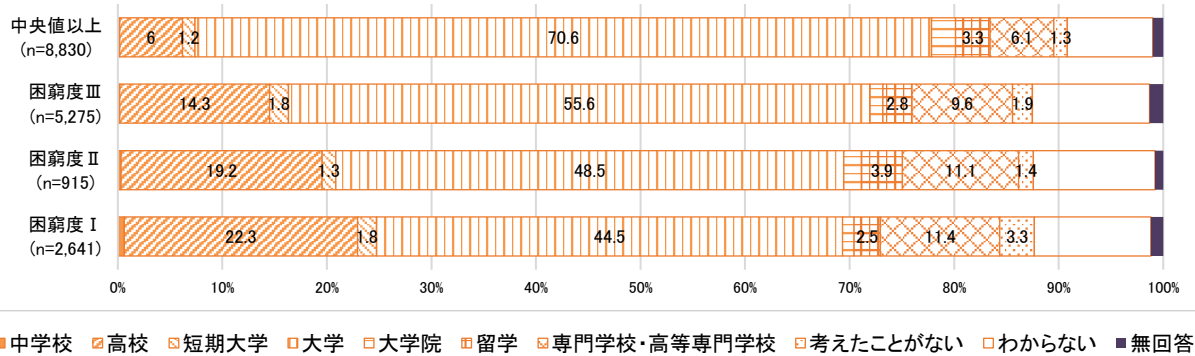
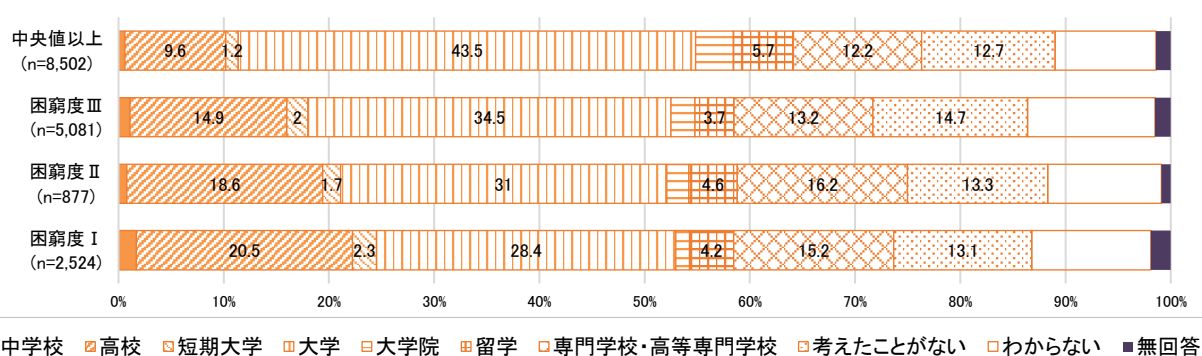


図 37 困窮度別に見た、こどもが希望する進学先(小5・中2のいる世帯)

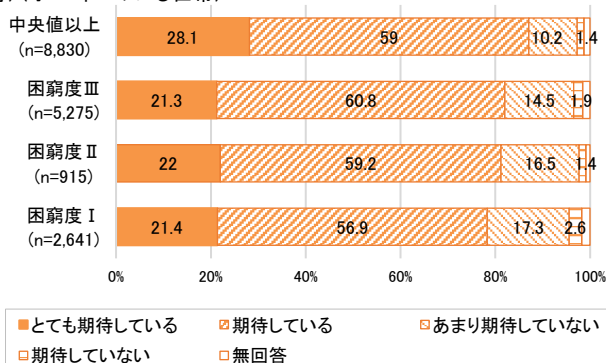


キ 困窮度別に見た保護者のこどもに対する将来への期待

困窮度が高くなるにつれ、「あまり期待していない」「期待していない」の割合が高くなっています。

(図 38)

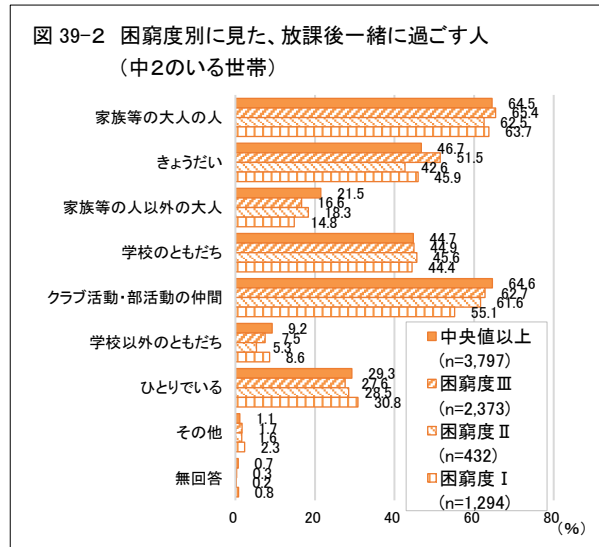
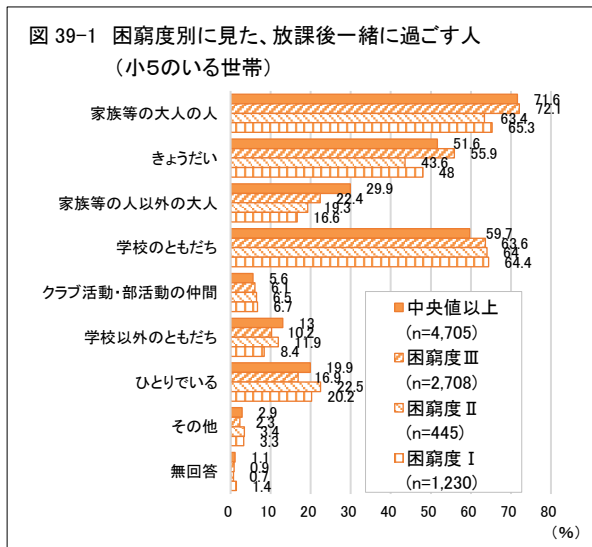
図 38 困窮度別に見た、保護者とこどもの関り(こどもの将来への期待)(小5・中2のいる世帯)



(5) ソーシャルキャピタルの欠如の状況

ア 困窮度別に見たこどもが放課後に一緒に過ごす相手

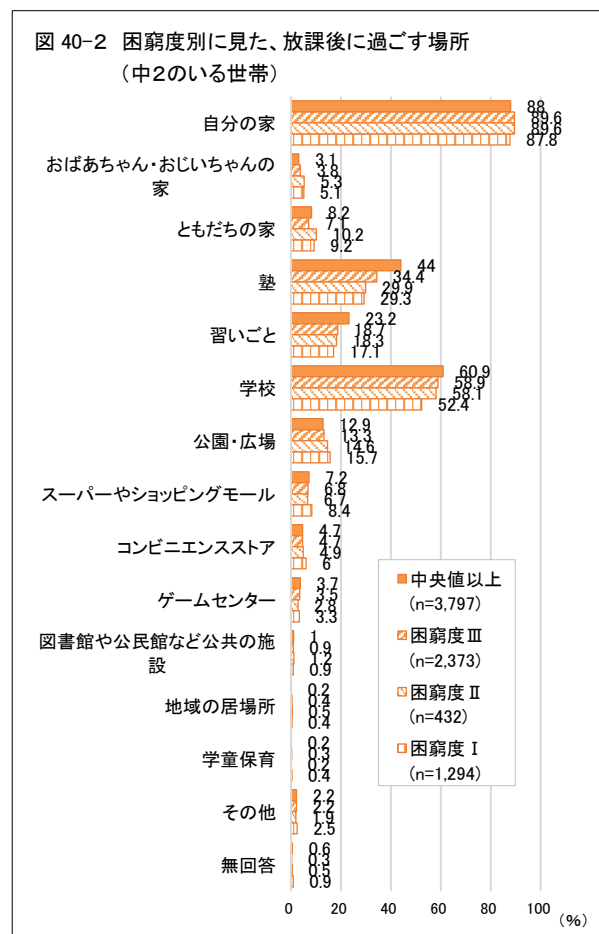
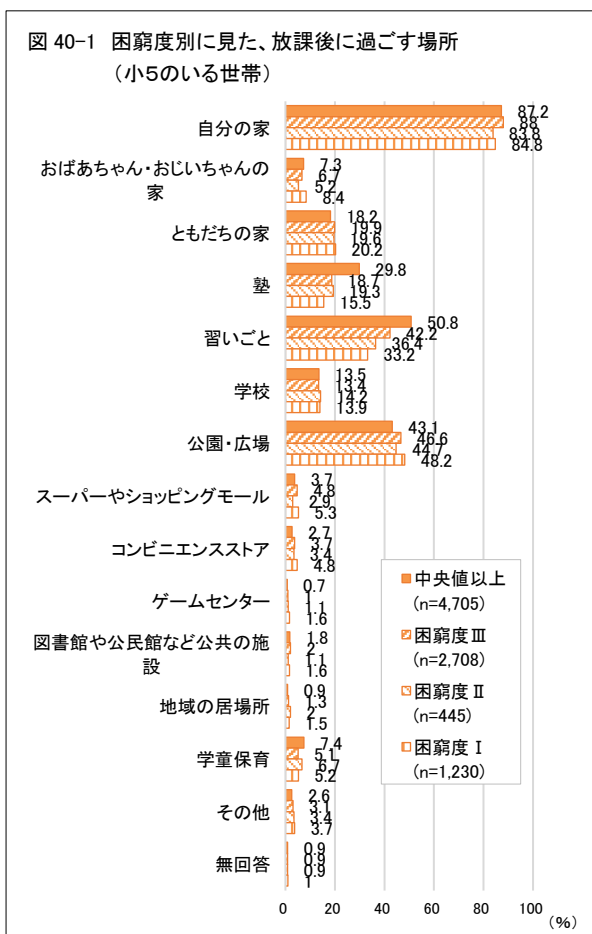
前回と比較すると、困窮度にかかわらず、「クラブ活動・部活の仲間」が減少し、「ひとりである」割合が増加しています。(図 39-1、図 39-2)



イ 困窮度別に見たこどもが放課後に過ごす場所

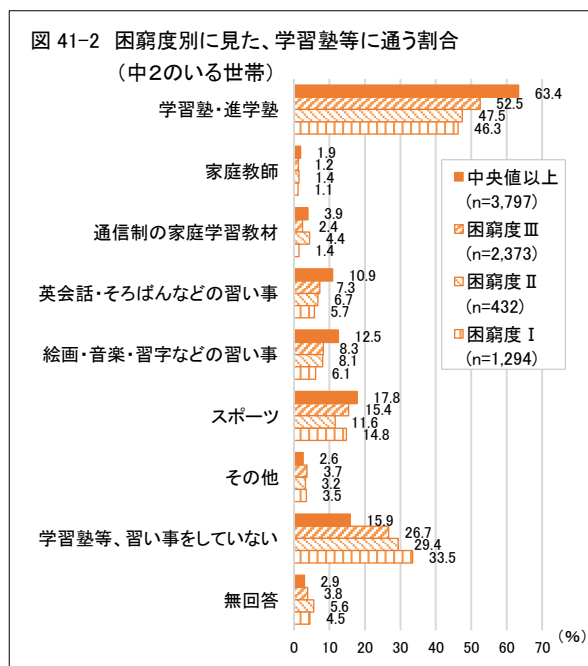
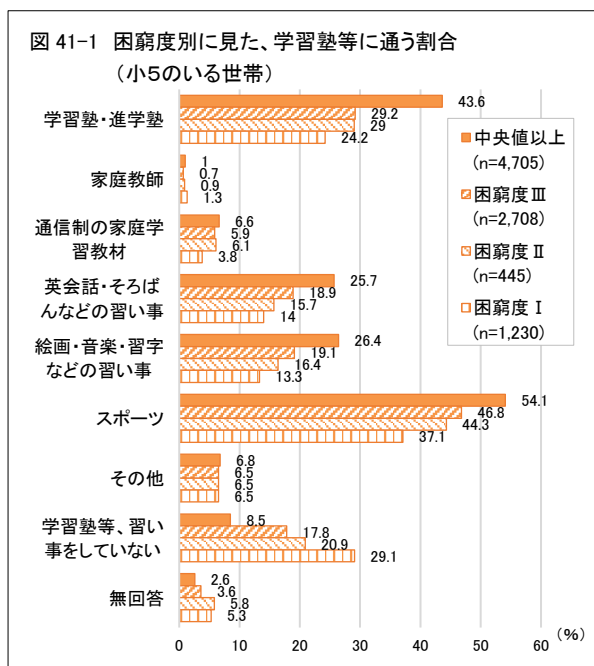
小5のいる世帯では、「塾」や「習いごと」で過ごす割合が、中2のいる世帯では、「塾」、「習いごと」や、「学校(クラブ活動など)」で過ごす割合において、中央値以上群と困窮度Ⅰ群との差が大きくなっています。

前回と比較すると、困窮度にかかわらず、「自分の家」や「塾」「習い事」の割合が増加し、「ともだちの家」や「学校」の割合が減少傾向にあります。(図 40-1、図 40-2)



ウ 学習塾や習い事の利用状況

小5のいる世帯と中2のいる世帯を比較すると、大きな違いが見られますが、困窮度が高くなるにつれて、利用している割合が低くなる傾向にあります。(図 41-1、図 41-2)



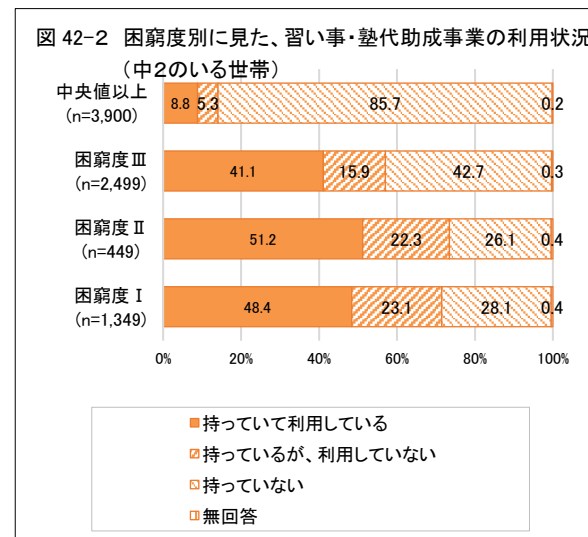
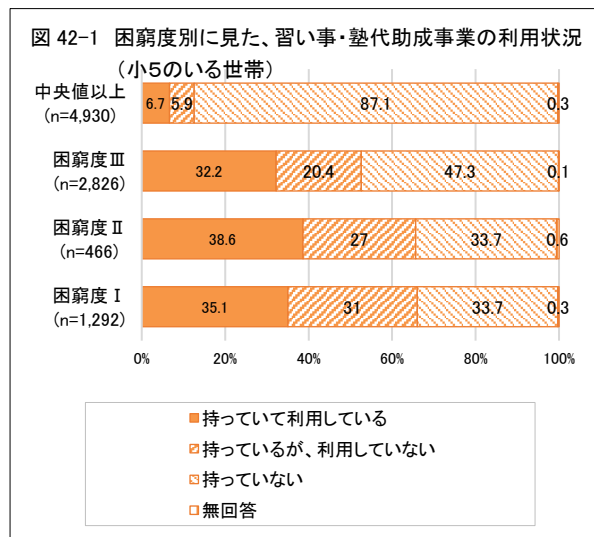
エ 習い事・塾代助成事業の利用状況

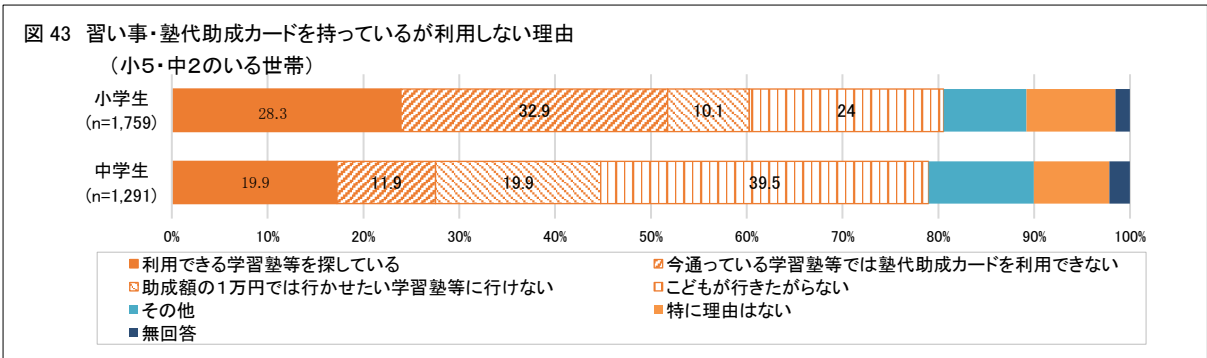
(ア) 困窮度別に見た利用状況

小5のいる世帯(※)では、困窮度ⅠからⅢにおいて、「持っていて利用している」世帯の割合が3割を超えています。(※令和5年度より事業開始。)中2のいる世帯では、困窮度Ⅰ・Ⅱにおいて、「持っていて利用している」世帯の割合が前回と比較して増加し、「持っていない」世帯の割合が減少しています。(図 42-1、図 42-2)

(イ) 習い事・塾代助成カードを持っているが利用しない理由

小5のいる世帯については、「今通っている学習塾等では塾代助成カードを利用できない」、中2のいる世帯については、「こどもが行きたがらない」と回答した割合が最も高くなっています。(図 43)





オ 子ども食堂などの利用状況

(ア) 利用状況

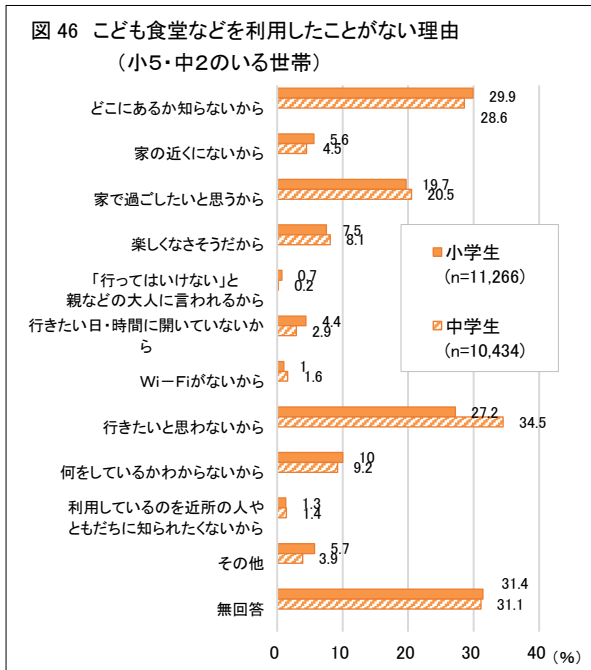
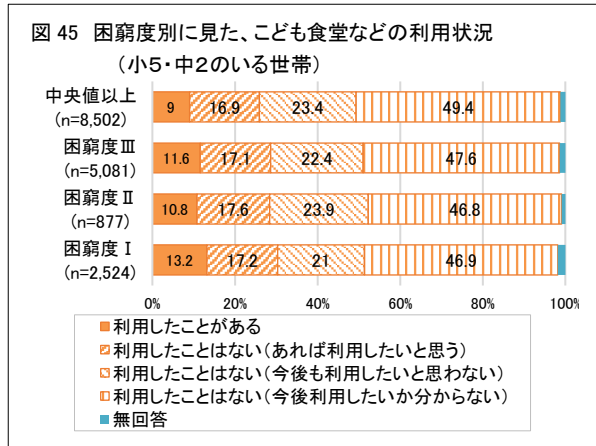
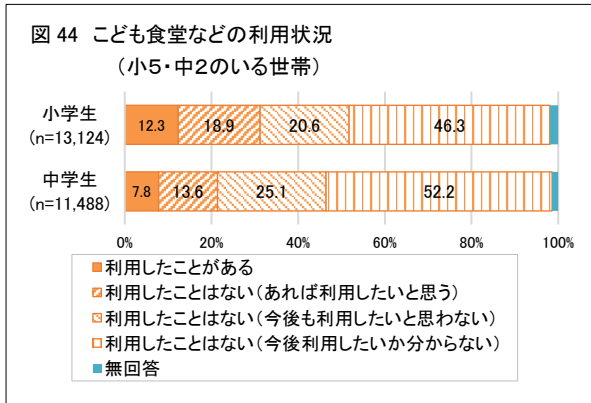
小5のいる世帯では 12.3%、中2のいる世帯では 7.8%が「利用したことがある」と回答しています。(図 44)

(イ) 困窮度別に見た利用状況

困窮度 I 群の世帯がわずかに高いものの、全体的に一定の割合が「利用したことがある」と回答しています。(図 45)

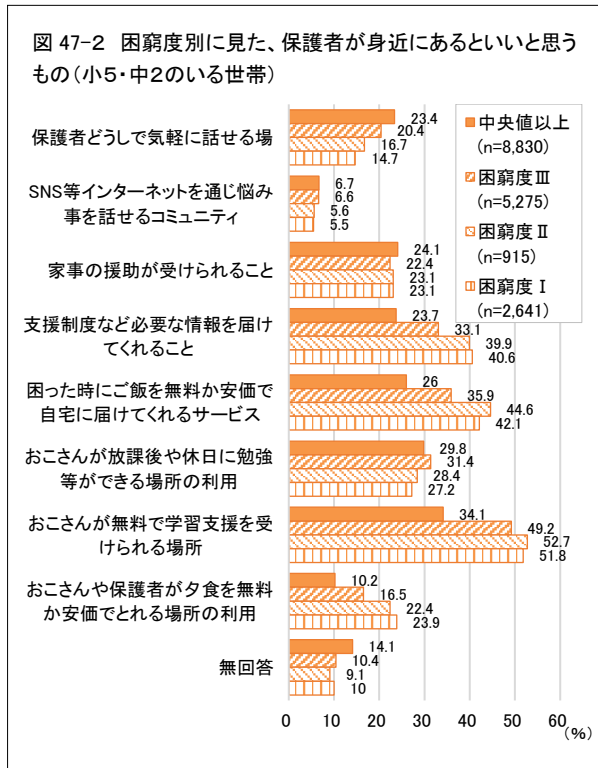
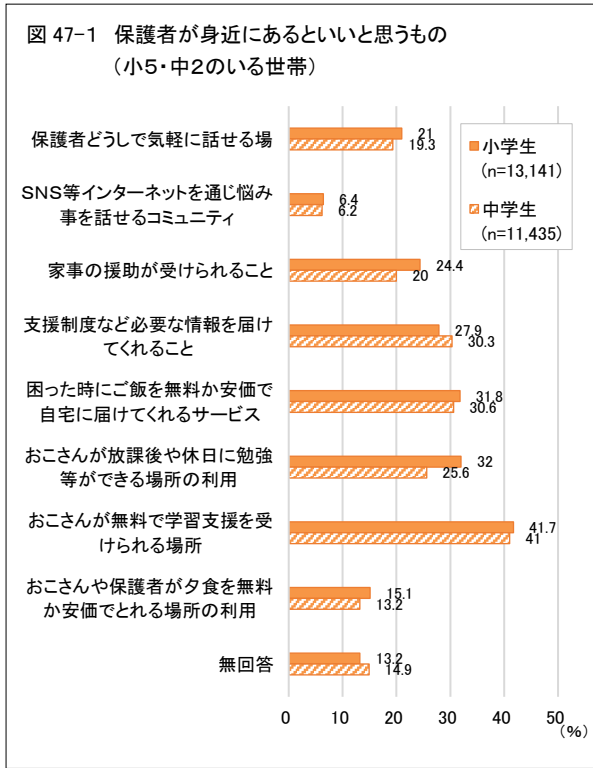
(ウ) 子ども食堂などを利用したことがない理由

「どこにあるか知らない」、「行きたいと思わないから」の割合が高くなっています。(図 46)



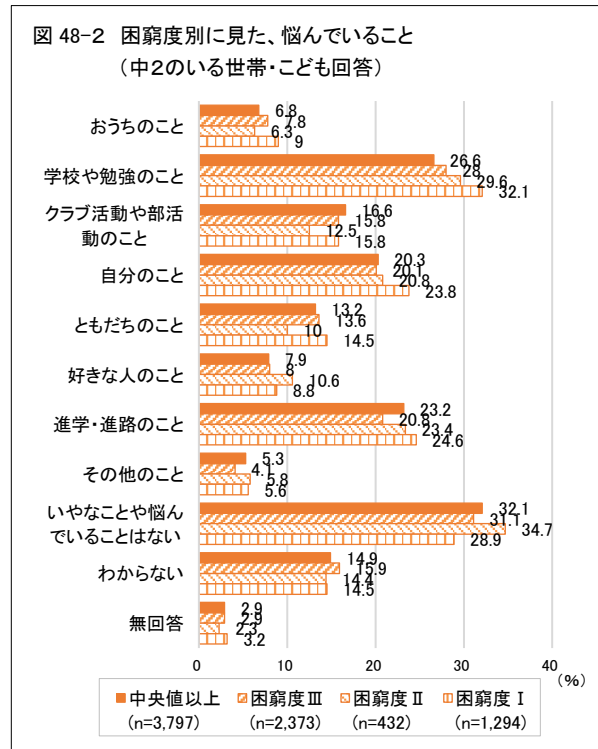
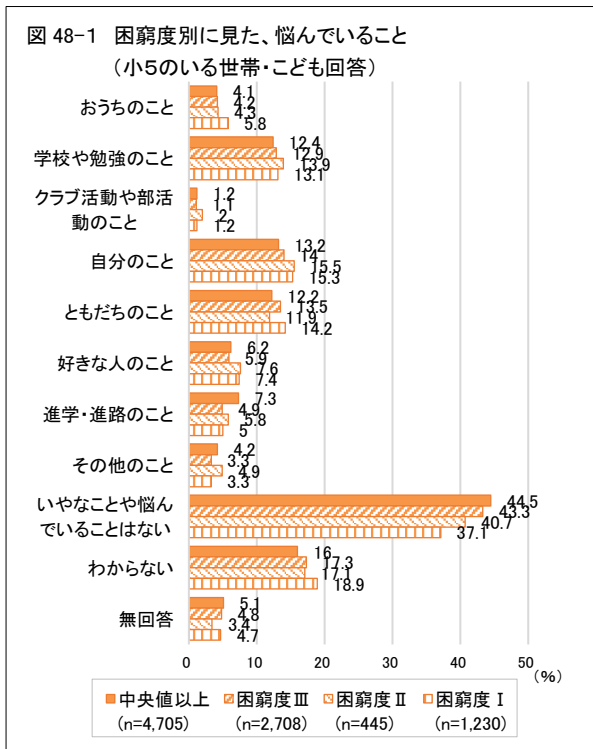
カ 保護者が身近にあるといいと思うもの

「無料で学習支援を受けられる場所」のニーズが最も高い割合となっており、そのニーズは困窮度が上がるにつれ、高い傾向になっています。(図 47-1、図 47-2)



キ こどもの毎日の生活

小5のいる世帯では、困窮度が高くなるにつれ、「いやなことや悩んでいることはない」割合が低くなる傾向が見られます。中2のいる世帯では、困窮度が高くなるにつれ、「学校や勉強のこと」の割合が高くなる傾向が見られます。(図 48-1、図 48-2)



ク 保護者が困ったときの相談先

(ア) 困窮度別

「配偶者・パートナー」や「自分の親」に相談する割合が高くなっていますが、困窮度が高くなるにつれ、低くなっています。一方で困窮度が高いほど、「相談できる相手がいない」や「公的機関や役所の相談員」の割合が高くなっています。(図 49-1、図 49-2)

(イ) 世帯構成別

ふたり親世帯と比べ、ひとり親世帯は相談できる相手が少ない傾向が見られます。(図 50-1、図 50-2)

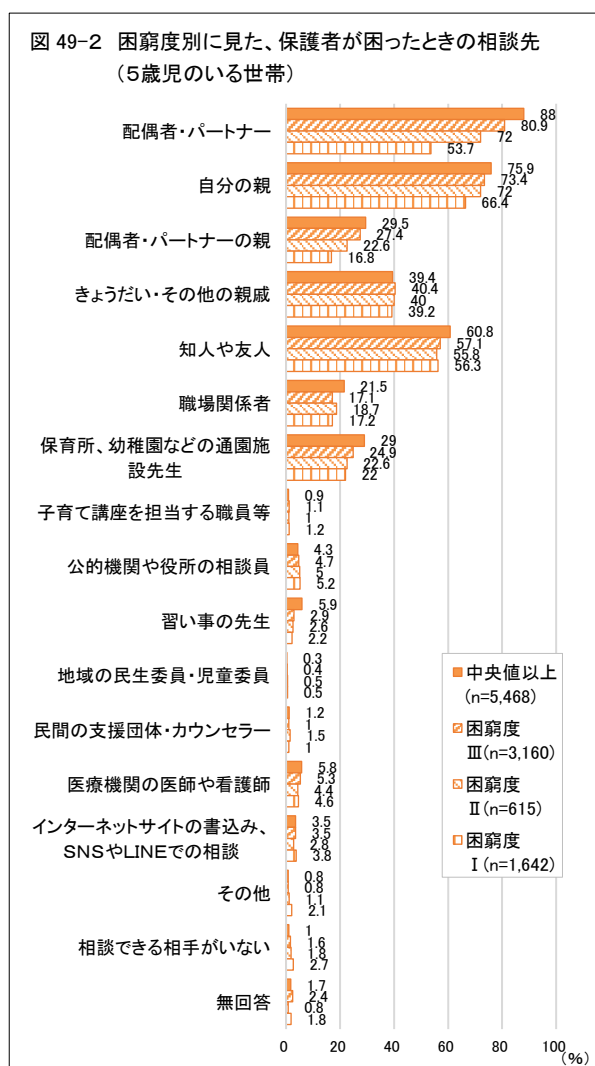
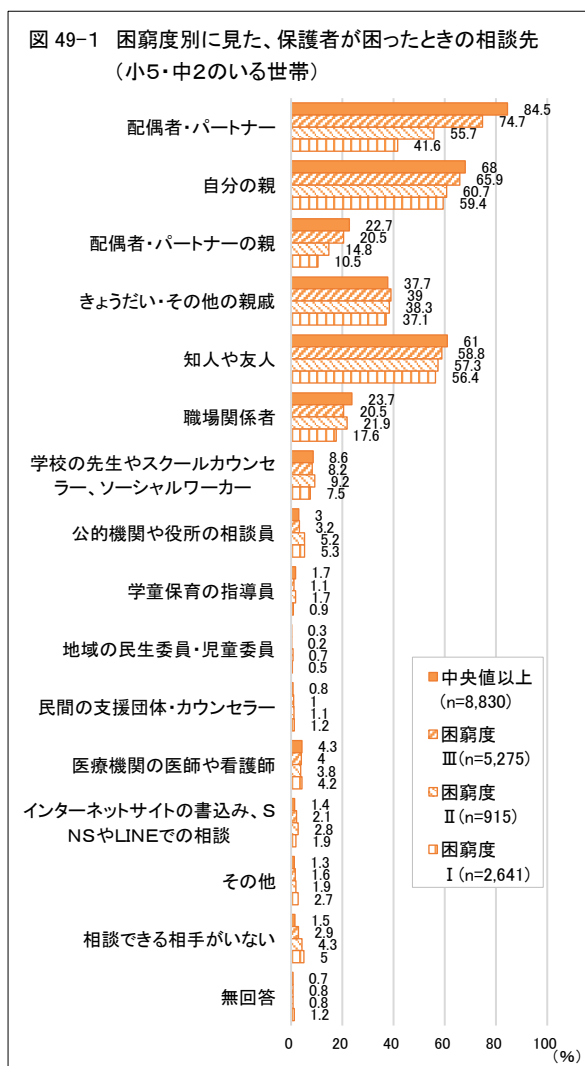


図 50-1 世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先
(小5・中2のいる世帯)

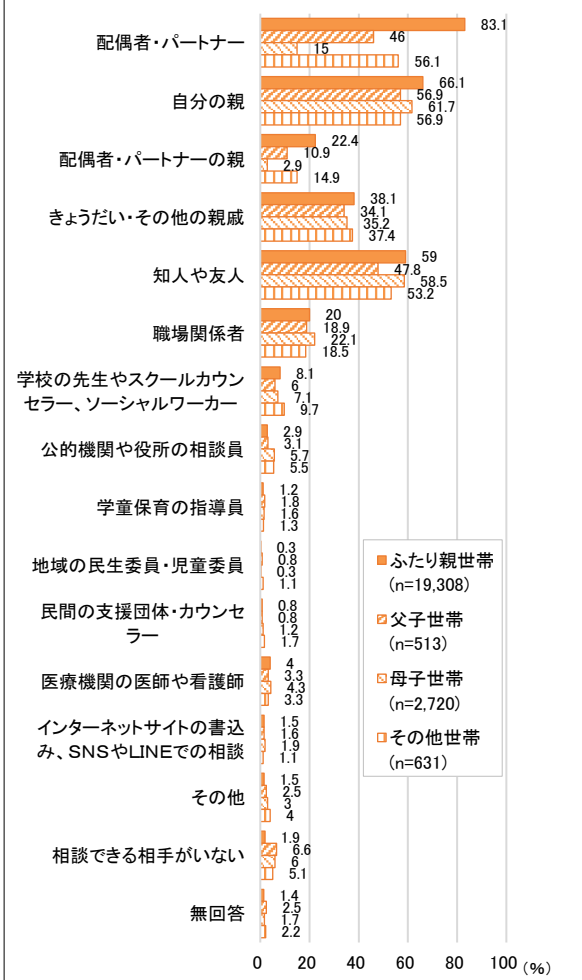
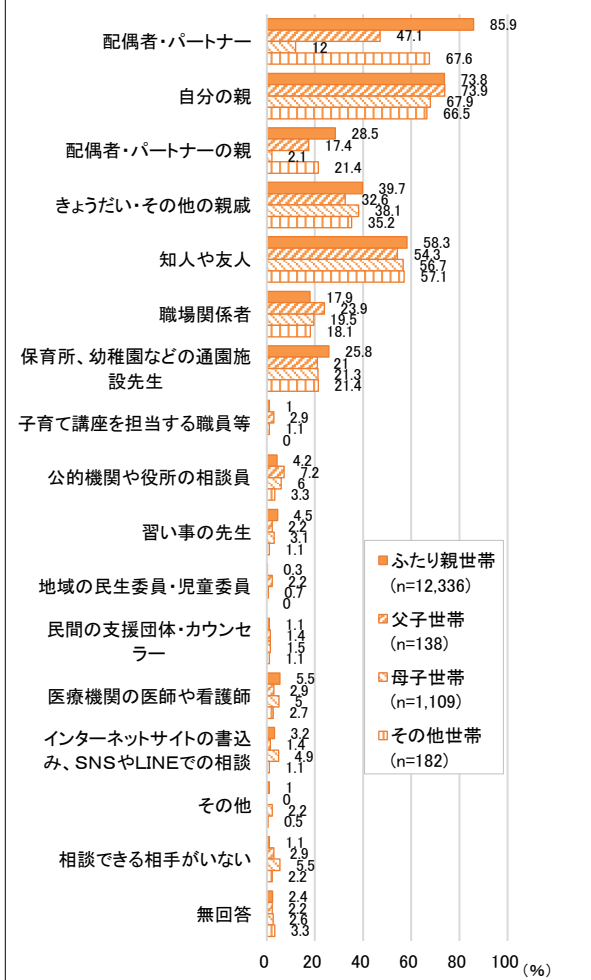


図 50-2 世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先
(5歳児のいる世帯)



ケ 困窮度別に見たこどもが困ったときの相談先

困窮度が高くなるにつれ、「親」に相談する割合が低くなっています。いずれの世帯でも、「だれにも相談できない」や「だれにも相談したくない」回答が一定数見られますが、前回と比較すると、困窮度にかかわらず、いずれも減少しています。(図 51)

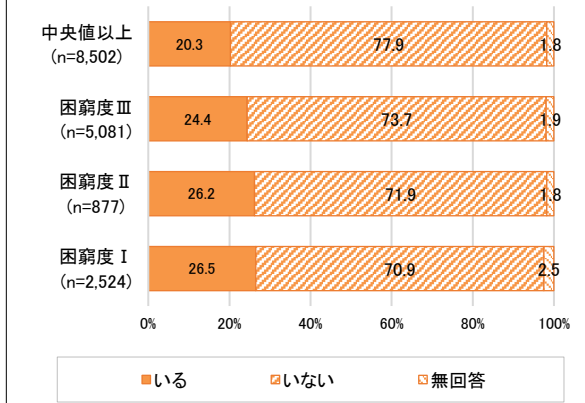
図 51 困窮度別に見た、子どもが困ったときの相談先
(小5・中2のいる世帯・子ども回答)



コ 困窮度別に見た家族の世話をしていると回答した子どもの割合

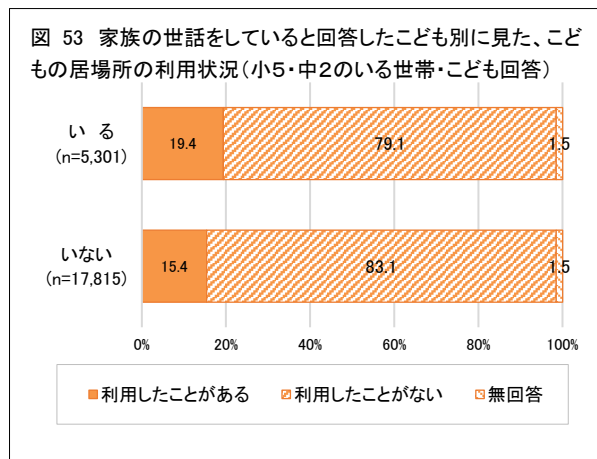
中央値以上と比べ、困窮度Ⅰ群の割合が高くなっています。(図 52)

図 52 困窮度別に見た、家族の世話をしていると回答した子どもの割合
(小5・中2のいる世帯・子ども回答)



サ 家族の世話をしていると回答した子ども別に見た子どもの居場所の利用状況

家族の世話をしていると回答した子どもは、子どもの居場所を利用している回答した割合が高くなっています。(図 53)



こどもの貧困は、経済的資本、ヒューマンキャピタル、ソーシャルキャピタルの欠如が複合的に絡んだ生活問題・社会的格差問題であり、実態調査において確認された、こども・若者や子育て当事者を取り巻く以下のような課題に対し、個々の実情を見据えながら、支援を行っていく必要があります。

(1) 家計と収入に関すること

実態調査では、困窮度が高くなるにつれ、生活上の困難の経験が多くなっており、前回調査と比較すると、等価可処分所得の数値(中央値・貧困線)は、やや上昇していますが、相対的貧困率については、改善が見られず横ばいの状況で、生活面での様々な格差が依然として存在しています。

生活上の困難の経験は、前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず改善が見られていますが、世帯における困難の経験に比べ、こどもにできなかった経験の改善の割合が小さくなっている傾向が見られます。家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるように支援していく必要があります。

家庭の経済状況は、保護者の就業状況によって大きな違いがあり、正規群であるほど貯蓄ができていなど生活が安定している傾向が見られ、非正規群は正規群に比べ家計が赤字の割合が高くなっています。家庭の経済的基盤を確立するには、単に職を得るにとどまらず、収入の増加、職業生活の安定と向上のための支援を進める必要があります。また、前回調査と比較すると、ふたり親世帯、父子世帯などにおいて正規群が増加していますが、母子世帯は正規群、非正規群の割合が変化していないという状況にあります。誰もがより良い将来の展望を持ちながら働くことができるよう、個々の世帯の状況に応じた就業支援の充実を図ることが必要です。

(2) ひとり親世帯等に関すること

ひとり親世帯は、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況であることから、より高い収入が得られる正規雇用の職に就くことを希望しながらも、労働時間の融通が利きやすい非正規雇用の職に就かざるを得ない状況にあります。特に母子世帯において、非正規群の割合が高く、収入の水準は低くなっています。ふたり親世帯、父子世帯、母子世帯の順に困窮度 I 群の割合が高くなっていますが、母子世帯の困窮度 I 群は他の世帯構成と比べて突出して多い状況にあります。

また、ひとり親世帯は、相談できる相手が少ない傾向にあります。経済状況や世帯構成によって保護者の相談相手が異なり、とくに困難な経済状況にある世帯やひとり親世帯の保護者において、支えや相談相手の不足を経験されています。そのため、きめ細かな就業支援に取り組むとともに、ひとり親世帯のニーズに応じた子育て・生活支援策等のサポート体制についても充実を図る必要があります。

養育費の受領率は、前回調査と比較して困窮度にかかわらず大幅に増加しており、この間の施策の効果ができていると推察される一方、困窮度が高くなるにつれ受領率は低くなっていることから、困窮度の高い世帯においても養育費を確保できるように支援する必要があります。こどもにとって不利益が生じることがないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、養育費の履行確保のために、養育費の取り決めの段階からトータルで支援していくことを引き続き強化していく必要があります。

また、世帯構成にかかわらず若年で親になった世帯では、母親の最終学歴は中学校卒業や高等学

校中途退学の割合が他の年齢層と比べて高く、就業についても非正規群の割合が高くなっています。

さらに、母子世帯において若年で親になった世帯は、他の年齢層と比較すると困窮度Ⅰ群の割合が高くなっており、「食費を切り詰めた」や「生活の見通しが立たなくて不安になったことがある」と回答した割合も高くなっています。最も経済的に厳しい状況があり、生活に関して不安を感じている割合が高い傾向が見られます。

特にひとり親世帯かつ若年で親になった世帯への支援としては、出産・育児によって学業を中断せざるを得なかった母親への教育支援や就業支援とともに、必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化、予期せぬ妊娠等に対する予防的支援も必要です。

(3) 学習習慣・生活習慣に関すること

困窮度が高くなるにつれ、こどもが学校の授業以外に勉強や読書を「まったくしない」と回答した割合は、高くなっています。前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず「まったくしない」と回答した割合は増加しています。

困窮度が高くなるにつれ、学習理解度について「よくわかる」と回答した割合や朝食を毎日食べるといった回答、遅刻をしないと回答する割合は、低くなっています。遅刻をしないと回答したこどもの保護者は、こどもへの信頼があり、こどもの将来への期待があると回答する傾向が見られます。遅刻をすると回答したこどもにおいては、学習理解度が低くなっていますが、これは遅刻をするために理解度が下がることと考えられ、理解ができないから学校がつまらなくなり遅刻をしているという側面も考えられます。

乳幼児期は望ましい生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期ですが、5歳児のいる世帯においては、困窮度が高くなるにつれ、保護者がこどもの生活リズムを整える割合が低くなり、特に(絵本の読み聞かせについては中央値以上と困窮度Ⅰ群の差が大きくなっています。

こどもの学習理解度を高めるためにも、学習習慣の定着を促し、こども一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進するとともに、こどもが規則正しい生活リズムを獲得できるよう支援することが必要です。

また、塾や習い事に行く割合は困窮度が高くなるにつれ低くなり、将来希望する進学先についても、困窮度が高くなるにつれ、大学・短期大学を選択している割合が、保護者、こどもともに低くなっています。経済的に困難な世帯では、こども自身も保護者も大学以上の高いレベルの教育を望まなくなっており、これは経済的な事情と学習理解度の低さが絡み合っただけで要因となっている可能性があります。

さらに、調査結果では、日帰りのお出かけを含む家族旅行ができなかったなど、困窮度によって体験の機会に格差があることが示されています。様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む必要があります。

(4) つながりに関すること

こどもが放課後に過ごす場所は、前回調査と同様に自分の家が一番多くなっていますが、前回調査と比較すると、さらに増加しています。また、クラブ活動を含む学校で過ごすという割合は減っています。新型コロナウイルス感染症の影響で社会的交流が減った可能性も考えられますが、友人との関係性が薄れることは、孤立や孤独へ向かう懸念も生じます。こども同士やこどもと地域の大人との交流が深まる

よう取り組むことが必要です。

地域資源であることも食堂などの食事提供の居場所においては、小5で 12.3%、中2で 7.8%のこどもが利用しており、困窮度による居場所の利用には大きな差は見られませんでした。利用率においては、全国と比べて高くなっています。居場所を利用していない理由としては、行きたいと思わないからや、どこにあるか知らないといった理由が多く見受けられるため、困難を抱えるこどもが居場所につながり、確実に利用できるように、多様な居場所の充実と更なる周知が必要です。

なお、家族の世話をしていると回答したこどもは、中央値以上と比べて困窮度Ⅰ群の割合が高くなっており、居場所を利用していると回答した割合も高くなっている傾向があるため、周りの支えが重要であり、社会的支援が必要です。

こどもや保護者が困ったときや悩みがあった場合でも、一人で抱え込むことなく、周りの人に相談できる環境にあることが大切ですが、困窮度が高いほど、「相談できる相手がいない」と回答した割合が高くなる傾向があります。

こどもの自分の体の状態で気になることは、困窮度にかかわらず「とくに気になるところはない」と回答した割合が最も多くなっています。自分の気持ちで気になることでは、困窮度が高くなるにつれ、「まわりが気になる」や「やる気が起きない」について、「いつもそうだ」と回答した割合が高くなっています。

世帯構成別に見ると、ひとり親世帯、特に母子世帯において、「不安な気持ちになる」などの気になる心身の自覚症状が多くなっています。保護者の心の状態は、困窮度が高くなるにつれ、「将来への希望が持てる」や「ストレスを発散できるものがある」などの肯定的な回答の割合が低くなっていますが、前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず「幸せだと思う」など改善傾向にある項目も見られます。

家庭の経済状況は、こどもや保護者の心身の健康面にも影響を及ぼしており、早期に対応する必要があります。収入面や雇用面での不安、こどもの将来に関する不安などの悩みを軽減することが、ひいては心身の不調の改善にもつながることが期待されることから、様々な課題や個別のニーズに対応した身近な相談先の充実など、解決につながる支援が必要です。

(5) 必要な支援の利用に関すること

就学援助や児童扶養手当等の社会保障制度に関しては、困窮度が高くなるにつれ、「現在利用している」割合が高くなっていますが、困窮度Ⅰ群でも、「利用したことがない」と回答する世帯があり、特に就学援助については、前回調査と比較すると、困窮度Ⅰ・Ⅱ群において、「利用したことがない」世帯の割合が増加しています。

制度を利用していない理由として、「制度の対象外だと思うから」という理由が多く見られます。一方で、割合としては低いものの、「制度を知らなかった」や「手続きがわからない、利用しにくい」などの理由も見られました。習い事・塾代助成については、塾代助成カードを持っていない世帯は少なくなっていますが、「持っていない」や「持っているが利用していない」割合が困窮度Ⅰ群でも一定数存在しています。

支援を必要としているこどもや家庭に、活用できる資源や施策が十分に届いていない可能性があり、相談に来ることを待つことなくプッシュ型・アウトリーチ型による相談支援の強化やより分かりやすい申請方法の検討など、こどもや家庭が必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう取り組みを強化していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

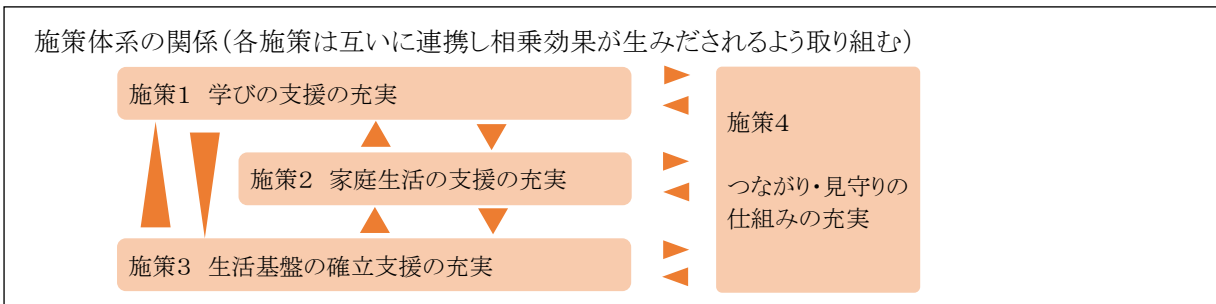
こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを社会全体で広く共有し、貧困により、こども・若者がその権利利益を害され及び社会から孤立することがないよう、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、必要な支援が切れ目なく行われることで、一人一人の豊かな人生を実現できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

2 施策体系

基本理念の実現に向け、以下の考え方に基づき、4つの施策に沿って事業・取組みを推進します。なお、この4つの施策は、それぞれ独立して取り組むのではなく、互いに連携して取り組むことにより相乗効果を生むことを想定しています。

施策1	<p>《<u>学びの支援の充実</u>》</p> <p>家庭の経済状況などの生活困窮に起因する様々な生活上の困難は、こどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題を生じさせています。貧困や貧困の連鎖によって子ども達の将来が閉ざされることは決してあってはなりません。すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦し、自らの可能性を追求していけるよう、未来を切り拓いていける力を身につけることが何よりも重要です。</p>
施策2	<p>《<u>家庭生活の支援の充実</u>》</p> <p>貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約します。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は様々な要因が複合的に重なり合っって様々な形で表出しますが、こども・若者への支援に加え、保護者の妊娠・出産期からの相談支援をはじめとする生活の安定に資する支援の充実を図ることが重要です。</p>
施策3	<p>《<u>生活基盤の確立支援の充実</u>》</p> <p>こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題ですが、保護者の就労支援は、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から大変重要です。単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援とともに、仕事と両立して安定してこどもを育てられる環境の充実も必要です。</p> <p>また、施設や里親等のもとで育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、一人一人段階を経て自立をしていけるよう、支援の充実が必要です。</p>

<p>施策4</p>	<p>《つながり・見守りの仕組みの充実》</p> <p>経済的に困窮している子ども・若者や子育て当事者は、交友・交流関係にも様々な影響を及ぼし、悩みや課題について一人で抱え込むなど社会的に孤立する傾向にあり、周囲の支援を受けていない状況が見られます。子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを社会全体で広く共有し、このような状況にある子ども・若者や子育て当事者が必要な支援を受けつつ、地域や社会とつながりをもって、安心して暮らせることが必要です。</p>
------------	--



3

計画の目標と指標

計画の基本理念の実現に向け、支援を必要とする人に、必要な支援が届いているかといった観点から目標を設定するとともに、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標を設定します。

目標とする指標		現状値 (R5 実態調査)	目標値 (次回実態調査)
子ども食堂などの利用状況(困窮度Ⅰ～Ⅲ)		困窮度Ⅰ 13.2%	30.4%
		困窮度Ⅱ 10.8%	28.4% ※1
		困窮度Ⅲ 11.6%	28.7%
・		%	% ※1
・		%	% ※1
・		%	% ※1
子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標			現状値
妊娠期・乳幼児期	妊娠 11 週以内の妊娠届出率		96.0% (R5)
	就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の教職員・保育者の割合		92.3% (R5)
小学生・中学生	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない児童生徒の割合		【小】13.7% (R6) ※2 【中】10.7% (R6)
	不登校の割合		【小】1.65% (R4) ※3 【中】8.62% (R4)
	朝食を毎日食べている児童生徒の割合		【小】80.9% (R6) ※2 【中】75.0% (R6)
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率【中学生】		95.21% (R5) ※4
	生活保護世帯に属するこどもの就職率【中学校卒業後】		0.84% (R5) ※4
	児童養護施設のこどもの高等学校等進学率【中学生】		98.21% (R4) ※5
	スクールソーシャルワーカーが継続支援している児童生徒数		【小】 【中】
	スクールカウンセラーが児童生徒から相談を受けた回数		【小】 【中】
高校生以上	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率		49.17% (R5) ※4
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(高等学校等卒業後)		36.27% (R5) ※4
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率		3.97% (R5) ※4
	児童養護施設のこどもの大学等進学率		36.36% (R4) ※5
	児童養護施設のこどもの就職率(高等学校卒業後)		58.18% (R4) ※5
	社会的養護経験者に対する自立生活援助計画の作成率、件数		100%、79 件(R4)
ひとり親	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率		50.7% (R5)
	児童扶養手当受給者における養育費を受領している方の割合		
社会全体	子育て世帯におけるこどもの居場所の認知度		— ※6
	大阪市子どもサポートネットで支援につないだ割合		95.4% (R5)

※1 子どもの生活に関する実態調査 ※2 全国学力・学習状況調査 ※3 生活指導に関する調査(大阪市調査)

※4 令和6年4月1日現在厚生労働省社会・援護局保護課調べ 大阪市報告分 ※5 令和5年5月1日現在雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 大阪市報告分 ※6 民間インターネット調査

第3章 主な取組み

施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実

(1)すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります

ア 幼児教育の普及

No.	事業名	事業概要	担当
1	幼児教育の無償化の取組み	すべてのこどもたちが安心して教育を受けることができるよう、4・5歳児にかかる幼児教育費(児童発達支援の利用者負担を含む)の無償化を実施しています。今後、国の動向を注視しながら今後の本市の対	こども青少年局 福祉局

【現計画】においては、一般的なこども関連施策をベースに、計画の施策体系の考え方に対応する取組・事業を広く掲載することとして各所属へ照会の上、回答があったものを掲載している。

【次期計画】では、本市こども計画と一体のものとして策定を予定していることから、計画の施策体系の考え方に対応するこどもの貧困対策に資する取組・事業を中心に掲載することとする。

次回の策定部会で検討

No.	事業名	事業概要	担当
4	小学校学力経年調査	小学校3～6年生における統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、授業改善や課題に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立します。	教育委員会事務局

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) こどもの貧困対策推進本部

こどもの貧困対策は教育、福祉、子育て支援等の幅広い分野にわたる総合的な取組が必要であることから、市長を本部長とし、市長が指名する関係部局の所属長等である本部員が参画する「こどもの貧困対策推進本部会議」(以下、「推進本部会議」といいます。)を中心に、市長のリーダーシップの下、全庁的に連携・協力しつつ、一体となって、こどもの貧困対策に取り組みます。

こども青少年局こどもの貧困対策推進室が調査、企画、連絡調整等の中心的な役割を担い、本部員の属する関係部局において、関係部局相互の調整や各部局におけるこどもの貧困対策の推進と取りまとめを担います。

(2) こども・子育て支援会議

本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成された「こども・子育て支援会議」(以下、「支援会議」といいます。)に、計画に位置づけた事業・取組について、毎年度の実施状況を報告し、評価や意見をいただきながら、今後の計画の推進や施策の展開につなげていきます。

2 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、推進本部会議及び支援会議で、計画に位置づけた施策等の進捗状況について報告し点検を行い、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図ります。

計画において、特に本市の貧困対策関連事業により効果が見込めるものについては、数値目標を設定し、次回の実態調査においてその達成状況を確認します。

また、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況を毎年度把握するための指標を設定し、こどもたちを取り巻く環境がどのように変化しているか確認を行うとともに、貧困対策関連事業の実施状況を把握し、本市の貧困対策の取組状況を確認します。各年度の取組状況については本市ホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

3 国・大阪府など関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国や大阪府など関係機関との連携を図っていきます。国においては、こども家庭庁を中心に関係省庁が連携・協力しつつ、施策・相互の適切な調整を図り、政府が一体となって、こどもの貧困対策を推進しています。国の動向を的確に把握するとともに、大阪府や必要に応じて他の市町村とも連携しながら、本市の各施策に反映し、効率的かつ効果的に施策の推進を図ります。

大阪市こどもの貧困対策推進計画

令和7年3月

大阪市こども青少年局企画部企画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL 06-6208-8153

FAX 06-6202-7020